

# 政策資料

No.221 《復刊116号》  
1985年2月1日

卷頭言 細谷治嘉 ..... 1

## 特集

- 1985年度（昭和60年度）予算案について ..... 2
- 1985年度予算編成についての態度  
——党首会談に当って—— ..... 2
- 1985年度予算の政府案決定にあたっての申し入れ ..... 5
- 1985年度予算政府案について（談話） ..... 8
- 1985年度予算大蔵原案について（談話） ..... 9
- 1985年度税制改正問題に対する提言 ..... 10
- 政府税制調査会の「昭和60年度の税制改正に関する答申」について（談話） ..... 13
- 申し入れ  
1985年度税制改正についての申し入れ ..... 14
- 1985年度文教予算についての申し入れ ..... 15
- 1985年度法務省関係予算に関する申し入れ ..... 16

- 電電改革三法案に対する取り組みの経過およびその成果と残された当面の課題 ..... 18

## 資料

- 政府の国民年金等改正法案に対する社  
会の修正方針 ..... 27
- 郵便貯金制度の見直しに反対する申入れ ..... 31
- 新「風俗営業法」総理府令、国家公安委  
員会規則等に関する意見（第二次） ..... 32
- 地方事務官問題に関する要請書 ..... 36
- 「地方行政推進小委員会報告」に関する  
談話 ..... 37
- 1985年「国際森林年」にちなんで「森林  
を守り育てる国民運動」を推進する（談話） ..... 38
- 平和問題研究会報告に対する抗議談話 ..... 39
- わが党の当面する対朝鮮政策について ..... 40
- 国鉄当局による「経営改革のための基本  
方策」について（談話） ..... 43

日本社会党政策審議会





# いつ、何処で、国の 予算がつくられるか

細谷治嘉  
政策審議会副会長

絶対反対に立ちあがり、地方制度調査会、地方財政審議会などの政府機関もまた、一率削減に反対する答申を政府に提出した。しかし、これらは凡て無視され、強く反対した自治省も最終的には、大きく後退して大蔵の主張どおり、大蔵原案が発表されるに至った。

昭和六〇年度の政府予算案は、一二月二九日の臨時閣議で決定された。大蔵原案が各省に内示されたのが二四日だから、従来とくらべると、まさに超スピードである。

歳出の規模は、五二兆四九九六億円で、対前年比三・七%の増であるが、国債費と地方交付税交付金を除いたいわゆる一般歳出は、三三兆五八五四億円で対前年比三六億円（△〇・〇%）の減額で、超緊縮の予算であることは一目瞭然である。

そこで、大蔵原案と八月末各省から提出された概算要求額とを比較してみると表示のとおり、国債費が二兆円以上減額され、後年度まわしとなつたばかりか、厳しいシーリングで算定された一般歳

出要求額から、さらに二七七八億円も削りこんでいる。

即ち、概算要求の段階では、高率補助金の補助率を七省庁にわたり一件について一〇%引き下げることによって昭和五八年度ベー

スで二三〇〇億円削減することにした。各省庁も、大蔵が示した削減案にもとづいて要求書を提出したこととは勿論である。

ところがその後、義務教育国庫負担法による教職員の給与、教材費、旅費なども対象として約一〇〇億円程度、公共事業費の補助率を引き下げ、浮いた金で事業費を増加する方式で、凡そ二〇〇〇億円程度を地方に負担させることを発表した。かくして六〇年度予算編成では、上記の三つ、即ち合計五三〇〇億円の補助金削減を大蔵原案内示までに、かためる方針が明らかになつた。

全国知事会を中心に、地方六団体は、このような一率削減方式は、行革の理念に反するとして挙つて

	概算要求(A)		大蔵原案(B)		(B)-(A) (C)
	金額	伸び率	金額	伸び率	
歳出規模	億円 547,535	% 8.2	億円 524,996	% 3.7	△ 22,539
国債費	123,756	35.2	102,241	11.7	△ 21,515
地方交付税	95,147	7.1	96,901	9.0	1,754
一般歳出	328,632	0.9	325,854	△ 0.0	△ 2,778
租稅收入	371,500	7.2	385,000	11.4	14,500

例年のことながら、年末には復活折衝の名で莫大な費用で人々が動いた。五二兆五〇〇〇億円の中の僅に一六〇〇億円の公開財源と数百億円の隠し財源を求めてむらがる姿が続いた。自民党政調は、民主党の予算編成をめざして努力したが、勝負は既に、六月から八月末までのシーリングでついていたといえよう。

（ほそやはるよし・衆議院議員）

# 特集

## 一九八五年度（昭和六〇年度）予算編成について

### 一党首会談に当つて――

#### I 積極的な社会経済改革の必要性

わが国経済は、五%程度の実質成長を達成する状況にありますが、来年度には外需主導型成長から内需主導型成長への移行が強く求められています。しかも、急速な高齢化社会の到来、技術革新と産業構造の変化への対応も欠かせません。

これらの課題に対し、政府は財政至上主義の立場に立ち、財界主導の臨調行革路線のもとで消極的経済運営と超緊縮予算編成を続けています。

政府の予算編成は、福祉・教育費中心の歳出削減に偏り、他方で、防衛関係費については、優先的増額を図っています。この方針は、

来年度予算の編成において一段と厳しさを増し、概算要求段階で防衛関係費の五年連続の優遇、国民生活関係の地方自治体への補助金の一律削減となつてあらわれています。また、

最近台頭してきた「日本資本供給立国」論は、内需拡大への政策責任を放棄したものといわれるをえず、わが国社会の将来のあり方としても指向すべきではありません。

#### II 来年度予算編成の基本方針

わが党は、来年度予算編成にあたつては、"景気持続型"予算を組み、画一的な歳出削減方式を見直すとともに、二一世紀にむかって福祉社会への展望と構想を明確にし、平和を

### 日本社会党政策審議会

がつて来年度予算はつきの方針のもとに編成すべきであります。

1 軍備拡大と生活不安増大の予算ではなく、"軍縮、国民生活安定、公平の社会経済改革"の予算を編成する。

2 超緊縮の予算編成をあらため、内需拡大の経済成長と財政改革の推進とを両立させる予算を編成する。

#### III 予算編成の緊急課題

わが党は来年度予算編成においては、積極的な社会経済改革の具体策として、以下の諸施策を実施することが重要であると考えます。

##### (1) 平和と人道の立国をめざす。

防衛関係費は今年度水準で凍結し、防衛費の計画的削減案を明らかにし、世界

の軍縮に先進的役割を果たすべきである。

わが国の相対的に高い経済成長率からすると、GNP比1%の水準でも防衛関係費の

絶対額と年々の増加額は巨額にのぼる。

(2) わが国が国際社会で分担するにふさわしい責務は発展途上国の飢餓と貧困をなくすための対外経済協力である。政府開発援助(ODA)は量・質の両面で、先進国水準をか

なり下回っている。国際公約である政府開発援助中期倍増計画の完全実施に踏み切るとともにODAの対GNP比〇・七%目標を達成すべきである。

## 2 ゆとりと思いやりの福祉社会をきずく

概算要求段階で出された四一件、二、三六〇億円余の国庫補助金の一律削減案は経済力の弱い層、地域に深刻な打撃を及ぼすだけなく、地方分権に逆行する新たな中央統制となるものであることから撤回すべきである。

## (2) 老齢福祉年金を月三万円以上に引き上げ、老後の生活保障に足る年金水準を計画的に達成する。

(3) 重度の障害児者については、原則として無料で介護者を派遣する制度をつくる。

(4) 「四〇人学級」など教職員定数改善計画期間を短縮し、過大規模学校解消のため、用地取得を含む助成措置を講じる。

## 3 分権自治の推進と地域の活性化をすすめる。

(1) 交付税についてはまず法定額を確保するとともに、財源不足額については交付税率の引上げ等により措置する。また地方財政計画および地方にかかる施策について、自治体の参加と調整を保障する。

(2) 生活保護、失業事業、教育施設など国の責任で行うべき国民のシビルミニマム確保のための事業を除き、国庫補助金の一般財源化を推進する。

(3) 事業税の適正課税、利子配当所得にかかる総合課税の強化、および個人住民税の物価調整減税の制度化など不公平税制の是正、自治体の自主税源の充実をはかる。また、固定資産税の住居用土地の軽減措置の拡大、自動車関係諸税における地方財源の拡充をはかる。

(4) 地域経済活性化のため単独事業を拡大するとともに、地方自治体の標準財政規模の一一定割合まで地方債発行権限を自由化し、起債制限等をやめる。また、公営事業に対する一般会計からの繰入金の拡充をはかり民営、下請け、パート化は行わない。

(1) 4 快適な生活環境の計画的充実をはかる。公共投資の抑制と補助率、公共事業費の一的削減は生活環境の整備の立ちおくれだけでなく、景気面でも悪影響を及ぼして

いる。公共投資の内容を生活基盤重点に改めるとともに適正な増額をはかるべきである。なお、行革特例法にもとづく補助率の六分の一カットの今年度限りの廃止、不況地域への事業の傾斜配分を行うこと。

(2) 民間活力導入を名とした公有地の民間への払い下げは禁止し、公共機関による再開発利用を進める。

(3) 住宅建設政策を重視し、特に住宅金融公庫の融資住宅五〇万户と利子補給金の確保、五・五%の根幹的金利を堅持する。

## 5 可処分所得の増大と社会の変化に対応した公平な税制の実現をはかる。

(1) 少額貯蓄・マル優の非課税制度は現行制度を維持する。なお、同制度の悪用を防止するためには限度額管理を厳正に行う。

(2) 所得税五、五〇〇億円、住民税一、七〇〇億円の物価調整減税を行うとともに政策・福祉減税三、三〇〇億円を実施する。

(3) 大企業の税負担能力に着目し、法人税率、各種引当金等々、不公平な税制を改めて、適正な負担を求める。また、大企業の利用している外国税額控除制度等、経済・金融の国際化に対応した税の回避、脱税を防止するためには税制の整備をはかるとともに税務調査を厳正に行う。なお、公益法人、協同組合等の法人税率の引き上げ等を行わない。

(4) OA機器への物品税課税を行わない。

6 中小零細事業を育成するとともに地域経済を振興する。

(1) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施する。

(2) 政府系金融機関の資金量を増大し、貸出金利を引下げる。

(3) 中小企業事業分野法の積極的活用、大規模小売店舗法の抜本的改正をはかり、大企業の中小企業分野への進出を抑える。

7 みどりを育て自然と親しむ生活を確保する。

(1) 森林の健全な育成のために間伐林の流通対策、需要の開発、補助、融資を含む間伐の積極的な促進をはかる。

(2) 森林のもつ多角的機能を活用し、国有林、民有林を通じ、学校、家庭、社会教育のため教育森林、広範な国民が利用できる自然休養林を実現する。

(3) わが国森林、林業の中核的役割を担う国有林野事業の公益的機能を重視し一般会計からのくり入れ長期借入金の利子補給、償還条件等の改善をはかる。

(4) 国民食糧の安定供給の確保をはかる。

(1) 食糧の安定供給、安全確保を農政の基本にすえ食糧自給率の向上をはかる。

(2) 国民食糧の安定供給のために主要食糧の備蓄制度を確立する。

9 社会経済改革のための制度的対応をすすめる。

(1) 人事院勧告、仲裁裁定の完全実施のための予算を当初予算に計上する。

(2) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行う。

(3) 国鉄の分割・民営化を行なうべくなく、都市、地方の公共交通を優先した総合交通体系を整備・確立する。

(4) 中央支配・政治支配の補助金を削減、廃止するための補助金整理計画、中央と地方の行財政分配計画等を含めた政府の責任ある「財政再建」のための中期計画を提示する。

一九八四年一二月十五日

日本社会党中央執行委員長  
自由民主党總裁  
石橋政嗣

内閣總理大臣

中曾根康弘  
殿

# 一九八五年度（昭和六〇年度）予算の政府案 決定にあたつての申し入れ

一九八五年度（昭和六〇年度）予算大蔵原案は、福祉社会の建設と世界の軍縮に逆行する『負担の不公平拡大、生活圧迫、軍備優遇』の予算案となっています。

わが党は、先の党首会談において、軍備拡大と生活不安を増大させる超緊縮の予算編成をあらため、内需拡大の経済成長と財政改革をすすめる予算とするよう申し入れました。しかし、大蔵原案はこれを使ういれていよいのは遺憾であります。

わが党は、政府がわが党の申し入れを尊重し、左記の緊急課題に基づいて政府案を策定するよう重ねて要求致します。

## 一、緊急課題

1 平和と人道の立国をめざす。

(1) 防衛関係費は今年度水準で凍結し、防衛関係費の計画的削減案を明らかにし、世界の軍縮に先進的役割を果たすこと。

(2) わが国が国際社会で分担するにふさわ

しい責務は発展途上国の飢餓と貧困をなくすための対外経済協力である。国際公約である政府開発援助中期倍増計画の完全実施に踏み切ることともにODAの対G

N P比〇・七%目標を達成すること。

(1) 五、八〇〇億円余の国庫補助金の一律削減、行革特例法の延長による補助削減は経済力の弱い層、地域に深刻な打撃を及ぼすだけでなく、地方分権逆行する新たな中央統制となるものであることから撤回すること。

(2) 事業税の適正課税、利子配当所得にかかる総合課税の強化など自治体の自主税率の充実をはかること。また、固定資産税の住居用土地の軽減措置の拡大、自動車関係諸税における地方財源の拡充をはかること。

(3) 地域経済活性化のため単独事業を拡大するとともに、地方自治体の標準財政規模の一定割合まで地方債発行権限を自由化し、起債制限等をやめること。また、公営事業に対する一般会計からの繰入金の拡充をはかり民営、下請け、パート化は行わないこと。

快適な生活環境の計画的充実をはかる。

3 分権自治の推進と地域の活性化をすすめる。

(1) 老齢福祉年金を月三万円以上に引き上げ、老後の生活保障に足る年金水準を計画的に達成すること。

(2) 重度の障害児者については、原則として無料で介護者を派遣する制度をつくること。

(3) 地域経済活性化のため単独事業を拡大するとともに、地方自治体の標準財政規模の一定割合まで地方債発行権限を自由化し、起債制限等をやめること。また、公営事業に対する一般会計からの繰入金の拡充をはかり民営、下請け、パート化は行わないこと。

(1) 公共投資の抑制と補助率、公共事業費

の画一的削減は生活環境の整備の立ち遅

れだけでなく、景気面でも悪影響を及ぼ

している。公共投資の内容を公共住宅、下水道など生活基盤重点に改めるととも

に適正な増額をはかること。

(2) 民間活力導入を名とした公有地の民間への払い下げは禁止し、公共機関による再開発利用を進めるこ

可処分所得の増大と社会の変化に対応した公平な税制の実現をはかる。

5 (1) 少額貯蓄・マル優の非課税制度は現行制度を維持する。なお、同制度の悪用を防止するために限度額管理を厳正に行うこと。

(2) 所得税五、五〇〇億円、住民税一、七〇〇億円の物価調整減税を行うとともに政策・福祉減税三、三〇〇億円を実施すること。

(3) 民間活力導入を名とした公有地の民間への払い下げは禁止し、公共機関による再開発利用を進めるこ

可処分所得の増大と社会の変化に対応した公平な税制の実現をはかる。

6 (1) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(2) 政府系金融機関の資金量を増大し、貸出金利を引下げるこ

(3) 中小企業事業分野法の積極的活用、大企業の中小企業分野への進出を抑えるこ

みどりを育て自然と親しむ生活を確保する。

7 (1) 森林の健全な育成のために間伐林の流通対策、需要の開発、補助、融資を含む間伐の積極的な促進をはかること。

(2) わが国森林、林業の中核的役割を担う会計からのくり入れ長期借入金の利子補給、償還条件等の改善をはかること。

8 (1) 国民食糧の安定供給の確保をはかる。

(2) 大企業の税負担能力に着目し、法人税率、各種引当金、外国税額控除制度等々、不公平な税制を改めて、適正な負担を求めるこ

と。また、経済・金融の国際化に

対応した税の回避、脱税を防止するため

に税制の整備をはかるとともに税務調査を厳正に行うこと。なお、公益法人、協同組合等の法人税率の引き上げ等を行わ

ないこと。

6 中小零細事業を育成するとともに地域経済を振興する。

7 (1) 成立するための投資減税を実施すること。

(2) 政府系金融機関の資金量を増大し、貸出金利を引下げるこ

(3) 中小企業事業分野法の積極的活用、大企業の中小企業分野への進出を抑えるこ

(4) 中央支配・政治支配の補助金を削減、廃止するための補助金整理計画、中央と地方の行財政分配計画等を含めた政府の責任ある「財政再建」のための中期計画を提示すること。

(5) 国鉄の分割・民営化は行うべくなく、都市、地方の公共交通を優先した総合交通体系を整備・確立すること。

(6) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(7) 政府系金融機関の資金量を増大し、貸出金利を引下げるこ

(8) 中央支配・政治支配の補助金を削減、廃止するための補助金整理計画、中央と地方の行財政分配計画等を含めた政府の責任ある「財政再建」のための中期計画を提示すること。

(9) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(10) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(11) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(12) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(13) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(14) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(15) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(16) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(17) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(18) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(19) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(20) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(21) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

(22) 中小零細企業の技術革新、近代化を助成するための投資減税を実施すること。

めの予算を当初予算に計上すること。

(2) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(3) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(4) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(5) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(6) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(7) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(8) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(9) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(10) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(11) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(12) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(13) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(14) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(15) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(16) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(17) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(18) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(19) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(20) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(21) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(22) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(23) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(24) 福祉社会にふさわしい雇用政策を確立するため、労働時間短縮・完全週休二日制実現のための労働基準法の改正、三大連休の法制化、雇用における婦人差別禁止のための男女雇用平等法の制定、パート等保護法の制定、有給教育訓練休暇制度の新設等を行うこと。

(2) 教育の充実をはかること。そのために次の事項を実現すること。

① 「四〇入学級」など教職員定数改善計画を促進し、ゆきとどいた教育を実現すること。

② 義務教育国庫負担金の削減は行わないこと。  
③ 私学助成の充実をはかること。

④ 大規模改修費補助の地域制限を撤廃すること。(四一億円)。

⑤ 小規模校の屋内運動場の基準面積の改定を行うこと(二〇%の基準面積増)。

⑥ 大都市過大校の児童生徒の一部希望者が過疎地小規模校へ一定期間「国

内留学」するため補助すること(児童生徒一人当たり三万円×初年度一、〇〇〇人)。

三、〇〇〇万円)。

(3) 社会経済の変化に対応した税制改正を行うこと。

① 入場税の免税点を現行の一倍に引き上げる。  
② 医療費控除のいわゆる足切り限度制度を廃止する。

(4) 日中間の文化・経済協力を強化する一環として、北京市に設立予定の日本語学校にたいし、教師派遣と資金援助を行うこと。

(5) アフリカ諸国の干ばつ被害援助のため災害関係援助費に特別の上乗せを行うこと(五億円)。

(6) 国有林、民有林を通じ、学校、家庭、社会教育のために教育森林、自然休養林を実現すること(計画策定期費五、〇〇〇万円)。

また、造林、林道事業に関する財投資金の償還期限をいずれも三〇年に延期すること。

(7) 労働基準監督官をはじめ、産業安全専門官、衛生専門官等、労働基準の確保の上で欠かせないにもかかわらず、現状ではきわめて不足している職員について、早急に目標及び年次別補充計画を立て、着実に実施すること。

(8) 事業所税の課税拡大に伴い、その用途に公営交通事業を加えること。

(9) 住宅金融公庫融資については五〇万戸を確保するとともに、金利引上げや手数料新設等は行わないこと。

(10) 法律扶助事業は、経済上の理由で法的救済を受けられない国民に対し、裁判を受ける機会を確保し、紛争の合理的な解決を促進し、国民の法に対する信頼を確立することに非常に役立っている。したがって、同事業に対する補助金の着実な増額をはかることと(六〇年要望額は二億一、八〇〇万円)。

(11) 地方バス運行維持のための助成策を拡大し、六〇年度予算では少なくとも運輸省概算要求額(九九億七、七〇〇万円)を保障すること。

(12) 国鉄の助成については、大蔵原案では五、七七〇億円で前年比一一・一%減であるので、大幅上積みをすること。

(13) 原子力船「むつ」、高速増殖炉「もんじゅ」、新型転換炉(大間)、放射性廃棄物貯蔵センタ一(幌延と下北)、再処理工場(下北)、ウラン濃縮工場(下北)に関する予算は削除すること。

一九八四年一二月二十五日  
自由民主党政務調査会  
会長 藤尾正行 殿  
議

日本社会党政策審議会  
会長 嶋崎譲

自由民主党政務調査会  
会長 藤尾正行 殿

# 一九八五年度（昭和六〇年度）予算政府案 について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎譲

一、一九八五年度（昭和六〇年度）予算政府案は、二十一世紀を展望した福祉社会の建設と世界の軍縮に積極的に寄与すべきである。

それにもかかわらず、政府案は、それに逆行し、『負担の不公平拡大、国民生活の圧迫、軍備突出優遇』の予算案であり、わが党は強く反対する。

一、来年度予算編成にあたって自民党は、政黨主導、国民的要望に応える予算にすると言つていたが、実際は、わが党の再三にわたる防衛関係費の特別扱いの中止、今年度水準の凍結から計画的削減への要求に反し、五年連続の優先増額を図つており、到底容認できない。新規後年度負担一兆二三〇〇億円を計上し、予算の先喰いと財政硬直化を進める一方、給与改善費の改善を絡ませて、防衛関係費の対GNP比一%枠の

歯止めをはずそうとする企図は明白であり、国民の納得するものではない。

一、来年度予算は、内需拡大による経済成長を持続し、「財政再建」を目指す、財政改革

をすすめる予算とすべきである。しかし政府案は超緊縮、歳出削減に偏重し、しかも、糊塗的措置が講じられたとはいえ、地方自治体に対する高率補助金の一率削減等が行なわれ、弱者しわよせ、地方への負担転嫁の実態にはかわりない。分権と自治の精神に反する財政措置といわねばならない。

一、内需主導の成長のためには、個人消費の拡大、可処分所得の増大が欠かせない。所得減税どころか、住民税均等割の引き上げによる増税が実施され、加えて米価、国鉄

置である。まして不公平税制を温存したまま、「直間比率の見直し」を理由にした大型間接税の導入への動きなどは言語道断である。

一、高齢化社会に対応するためには、まず社会保障の充実が必要である。各種年金水準は物価調整の範囲に抑えられて、実質改善は見送られている。また生活関連社会資本の計画的整備も重視すべきであるのに、公共住宅政策は後退している。依然として道路に偏った公共投資構造を維持し、しかも公有地の民間払い下げを行うこと等は、国民の生活環境の向上にはつながらない。

一、大蔵原案の内示から政府案決定にいたるいわゆる復活折衝過程で、四〇人学級への取り組み、住宅金融公庫の貸し付け金利の据え置き、前年度並みの私学助成費の確保

など、わが党の主張をとり入れてはいるが、国民の生活実態からすれば、全く不十分である。

したがつて、わが党は、大幅な所得減税

の実施、公共料金値上げの抑制、寝たきり老人、重度障害児者など、福祉の充実の諸施策の実施、内需型成長のための積極的施策と財政改革を強く要求していく。さらに

一九八四・一二・二四

## 一九八五年度（昭和六〇年度）予算大蔵原案について（談話）

日本社会党政策審議会  
会長 嶋崎譲

一、一九八五年度（昭和六〇年度）予算大蔵原案は、福祉社会の建設と世界の軍縮逆行する“負担の不公平拡大、生活圧迫、軍備優遇”的予算案である。先の党首会談において、軍備拡大と生活不安を増大させる超緊縮の予算編成をあらためるようとのわが党の主張をうけいれていよいのは極めて遺憾である。

一、来年度予算は内需拡大の経済成長と財政改革をすすめる予算とすべきである。この課題に答えず、地方自治体に対する高率補

助金の一律削減等は、経済力の弱い層・地域に負担をしわ寄せし、補助金行政の在り方の検討を先送りしたにすぎない。これらは地域間格差の拡大をもたらすだけである。しかも、交付税額および単独事業の抑制など、分権・自治の精神に反するものである。

はじめとした各種公共料金の引き上げが目論まれている。内需拡大に反する措置である。一兆円規模の所得減税、公共料金の値上げの中止あるいは上げ幅の圧縮等を行うべきであり、その財源は不公平税制の徹底した是正で確保すべきである。

一、内需拡大と高齢化社会における生活基盤整備のために社会資本の計画的な充実が必要であるが予算の確保が十分ではない。そればかりか、公共投資の内容は道路に偏重し、利権構造が温存される一方、住宅政策

来年度予算を軍縮元年予算とするために全労力をあげる。

は後退し生活向上のための改革となつていい。また公有地の民間払い下げは利潤追求の再開発事業となることから行うべきでない。

一、高齢化社会をむかえるなかでの社会保障の後退は許されない。福祉施設関係での自

一九八四・一二・一二

己負担の増加をやめるとともに、老齢福祉年金の月三万円以上への引き上げ、重度の障害児者、寝たきり老人等に対する介護派遣制度等の優先的充実を強く求める。

一、防衛関係費は、政府の「歳出削減に聖域なし」の原則に反し、五年連続の特別増額

が行われていることは、国民の納得するものではない。防衛関係費を今年度水準に凍結し、計画的削減をはかつて、軍縮の先進国を目指すべきである。

## 昭和六〇年度税制改正問題に対する提言

国民税制調査会は、このたび、別紙の通り「昭和六〇年度税制改正問題に対する提言」をとりまとめました。

当調査会は、関係各位が、税制改革的重要性を認識され、この提案を早急に実現するよう要望するとともに、政府は、速やかに、その実施をはかるよう要求します。

一九八四年一二月一二日

国民税制調査会

代表委員 山 本  
事務局長 今 井 勝 正  
委 員 北 野 弘 勝 人 雄  
久 深 人 雄

兼岡 真細 伊嶋 佐脇 山 和鶴 高 高 佐 小  
田 村 栄 谷 藤 崎 藤 本 田 田 橋 橋 藤 島  
知 文 栄 治 祐 信 守 八 俊 正  
己 雄 吉 嘉 茂 讓 次 男 之 東 正 雄 誠 進 昭

### 一、税制についての基本的な考え方

#### (一) 財政再建と財政改革

昭和六〇年代に入つてもなお、特例国債依存の財政運営を続けていかなければならないことについて、政府の責任はきわめて重いといわなければならぬ。したがつて逆に、特例国債依存度をゼロにするという財政再建が、依然として六〇年代の中長期的な課題であることもまちがいない。けれども財政再建を単なる経常収支の均衡達成という量的問題にとどめてはならず、それが国民福祉の増進につながる財政改革を伴うものでなければならぬ。

その点からするなら税制改正におとらず、

歳出構造の改革もまた重要である。予算編成にあたって政府はこれまで原則として、ゼロ・シーリング、マイナス・シーリングを続けてきたが、その中には防衛関係費などいくつかの経費について例外を認めてきた。それは政策的には防衛などに高い優先順位をつけ、福祉、文教を切り切ることを意味し、国民福祉を増進させる方向とは正反対な方向である。歳出構造の改革を進めるにあたっては、まず、これまでのような例外事項を認め概算要求基準のあり方を改める必要がある。

自民党内には土光臨調の「増税なき財政再建」に疑問が生じている。臨調行革路線には多くの問題点があるにしても、「増税なき財政再建」の路線は堅持されるべきものと考える。そのためにも、裁出予算編成の方法を含めて、歳出構造の改革が必要不可欠だといわなければならない。また任期中に大型間接税の導入はしないとこれまで語っていた中曾根首相も、最近、シャウプ勧告をもとにした直接税中心の税制を改める必要があると方針転換を示唆している。しかしあれわれは次に述べるような理由から、直接税中心の税制を維持していくべきであると考える。

(二) 税制改正は公平性の確保を第一に

最近の税制改正をめぐる論議で特徴的なことは、「公平性」よりも「効率性」が重視され

てあるということである。累進総合課税の所徳税を基軸とした税制が「公平性」を確保できるためには所得把握が充分でなければならぬが、それはいうべくしてできないから、「効率性」を重視した方が良い、というわけである。昨年一月に発表された政府税制調査会の中期答申に見られる大型間接税導入の示唆や、本年九月に発表された利子配当部会の中間報告にみられる少額貯蓄非課税制度を一律分離課税に改めるという考え方など、いずれも「効率性」の視点を重くみるところから生じている。

しかし、所得把握を充分に行なうことがいうべくしてできないことであるとはわれわれには考えられない。われわれは税務行政についても、例えば年収二、〇〇〇万円以上の所得者に課せられている「財産債務明細書」の提出を完全に履行させること、税務調査を厳格に施行すべきことなどをこれまでくりかえして提言してきたが、ほとんど実現されていない。

## 二、六〇年度税制改正について

われわれはこれまで税制改正にあたって具体的な改革項目を提示し、その改正を求めてきた。その方針を来年度についても何ら変更するものではないが、六〇年度税制改革にあつては、特に次の諸点に留意して、具体的に取りくまれることを要望する。

### (一) 利子所得の課税

この問題についての最近の論調は総合課税を実現するという当初のねらいから、いまや增收対策として少額貯蓄利子に対する課税のあり方を考える方向へ変化している。このような変化は本来の趣旨からはずれたものであ

た所得分布の不平等化が進行するおそれのあるとき、この公平性の確保は重要である。

このように考えた場合、累進総合課税の所徳税が税制の基軸を占めるべきであり、間接税の比重を大きく高めるような大型間接税の導入は適当でないといわなければならない。

なお、財政再建のもとで、国から地方公共団体への補助金一律削減が行われようとしており、六〇年代の地方財政の運営は非常に困難な状況になろうとしている。したがって、国と地方との税源配分を地方により多くなるよう税制全体を改革していくことが、六〇年代税制改正のもうひとつ重要な課題である。

り、許されるものではない。

少額貯蓄利子非課税制度、郵貯利子非課税制度については、それがいわゆる社会政策的意味を持つてることを考慮すると、いわゆるグリーン・カード制凍結解除を含めて限度管理の厳密化をはかりながら、それを維持していく必要があると考える。したがって、われわれは低率分離課税制度への移行には反対である。また一部に伝えられているマル優限度アップや郵貯枠の拡大、マル特限度アップなどは、国民の平均的貯蓄水準からみてその必要はなく、そうした改正が行われればそれは垂直的公平をそこなうものといわなければならぬ。

非課税限度をこえた利子については、垂直的公平を確保するため、早急に源泉分離選択課税制度を廃止して、総合課税に移行しなければならない。少なくとも六〇年度においては源泉分離選択税率を四〇%に引きあげる必要がある。

なお、配当所得についても同様な措置がとられるべきである。

## (二) 所得税、住民税減税

高齢化社会の到来、婦人の職場進出などによつて所得税（含住民税）負担のあり方が問われている。なかでも課税最低限が生活保護基準を実質的に下廻つてゐることは正、物価調整措置の制度化、現行の所得控除方式か

ら税額控除方式への転換など、これまでのわれわれの主張をもう一度くりかえしておく必要がある。

来年度における所得税減税については、今年度の減税が物価調整減税としてはなお不充分であつたことを考えて、物価調整措置の制度化をはかる必要がある。また政策減税は場合によつて不公平の拡大をもたらすことを直視し、慎重に対処すべきである。所得税の基本はあくまで累進総合課税にあり、政策減税の対象は社会的弱者等、限られた範囲でなければならない。

## (三) 企業課税

企業課税関係については、法人に税負担能⼒があるという考え方を基礎に（特に最近の巨大企業の経常利益の上昇を考えれば）、軽度な累進税率の導入、受取配当不算入制度の廃止、退職給与引当金、貸倒準備金など各種引当金、準備金制度の見直しを実施すべきであるが、その他、企業活動の国際化とともに外國税額控除方式の検討や大企業に対する税務調査の強化が必要である。

## (四) 間接税

自民党、大蔵省では「財政再建」には大型間接税導入以外にないとの考え方が強まつてゐるが、すでに述べたような「公平性」重視した税制となるか、「公平性」よりも取りやすいところから取るという「効率性」を重視した税制となるか、来年度税制改正は大きな分岐点にあるように考えられる。われわれが以上指摘してきたような諸点に留意し

の拡大は、これまでの課税品目が最終消費財中心であつたことを考慮すると、物品税の性格をあいまいにすることになり、慎重に考えなければならない。すでにのべたような所得税、法人税の改正によつて間接税における增收対策は不要である。

## (五) 固定資産税

来年度は三年に一度の固定資産税の評価替えの年にあたつてはいる。地価上昇はおちつたとはいえ三年ごとの評価替えのため、それが実施されると相当な負担増となる。固定資産課税において適切な評価が重要であることはいうまでもないが、なお、次のような点を指摘しておく必要がある。すなわち、特例によって軽減されているとはいえ小規模な宅地が課税されている一方では、各種特殊法人、公益事業法人、宗教法人、大法人の厚生施設などが非課税となつてゐる。このような固定資産税の課税、非課税を区分する基準の再検討は早急になされなければならない。

## (六) むすび

六〇年度税制改正は六〇年代税制の出発点となるものである。六〇年代税制が「公平性」を重視した税制となるか、「公平性」よりも取りやすいところから取るという「効率性」を重視した税制となるか、来年度税制改正は大きな分岐点にあるように考えられる。われわれが以上指摘してきたような諸点に留意し

つ、予算委員会、大蔵委員会、地方行政委員

会等税関係の委員会で集中、徹底的な審議が

行われるよう望みたい。

一九八四・一二・一九

## 政府税制調査会の「昭和六〇年度の税制改正に関する答申」について（談話）

日本社会党政政策審議会

会長 嶋崎 譲

一、政府税制調査会の今年度税制改正に関する答申は、公平な税制と負担の公正の実現

といった国民の期待に応えるものでなく、逆に負担の不公平を助長する内容となつて

いる。しかも、今後の税制改正の基本を負担増大のために直接税・間接税両面にわたつて、課税を強化するとしていることは到底

国民の納得するところではない。

一、グリーンカード制度は総合課税のための方策として考えられたものであるにもかかわらず、源泉分離選択課税制度の存続を認め、グリーンカード制の廃止を答申したことは、税の基本としての総合課税を否定するもので容認できない。

墜はつとに指摘されてきたが、今回の答申も現時点では全く抽象的で不十分といわざるをえない。このようないい。しかし、今後の税制改正の基本を負担増大のために直接税・間接税両面にわたつて、課税を強化するとしていることは到底国民の納得するところではない。

一、国民が強い関心を抱いている非課税貯蓄制度に低率分離課税を導入すべきであるとして否定する一方で、法人関係の不公平税制の是正に対しては極めて消極的な域にとどめていることは最近の法人の収益実態からみて不満である。法人間における格差の拡大を十分に踏まえ、法人課税のあり方こそ答申すべきである。

一、政府税制調査会の地位の低下、権威の失るなかで、限度管理を強化（名寄せ等）し

一、政府税制調査会の地位の低下、権威の失るなかで、限度管理を強化（名寄せ等）し

# 一九八五年度（昭和六〇年度）税制改正についての申し入れ

政府および自民党の税制調査会は、来年度税制改正についての具体的検討を深め、最終結果を出そうとしているが、今日までの経過をみるとき、公平な税制と負担の公正といつた観点が不十分なうえ、取りやすいところから取るという安易な姿勢がみうけられる。

わが党は、税制改正の基本を公平の実現におくべきであると考える。この立場から、来年度税制改正にあたっては、不公平税制の是正、内需拡大に寄与する改正さらに、高齢化等社会経済の変化に対応する改正を行う必要があり、とくに以下の事項についての善処を強く求める。

## 記

一、少額貯蓄の非課税制度は現行制度を維持すること。

政府・自民党は総合課税を実施するためのグリーンカード制の導入を延期し、それに代わる制度の検討に名をかりて、庶民の生活の中に定着している非課税貯蓄に課税

しようと企図している。（九五%にのぼる自治体議会が存続決議）「限度額管理の強化案」、「低率分離課税案」のいずれも郵便貯金制度等の根幹にふれるもので反対せざるをえない。少額貯蓄制度に対する「脱税の温床」等の批判については、「グリーンカード制の復活実施」、「名寄せ等の徹底など限度額の管理」で対処すべきである。

一、OA機器への物品税課税を行うべきでない。

物品税の課税品目はこれまで最終消費財中心であつたが、来年度にはOA機器などの生産財、中間財も新規に課税対象品目に加えようとしている。しかし、これは物品税の性格をあいまいにするうえに、内需拡大と高度情報化社会の実現に反する対応といわざるをえない。

一、物価調整減税と政策・福祉減税等一兆五〇〇億円の減税を実施すること。

内需拡大のためには、勤労者の可処分所得の増大が欠かせない。また、高学歴社会、

婦人の社会進出の高まりといった社会経済情勢の変化に即応したきめ細かい政策的減税（単身赴任減税、教育減税、パート・内職減税、老年者年金減税、退職所得減税）を実施すること。

一、退職給与引当金、貸倒引当金の適正化をはかるとともに公益法人、協同組合等の人税率の引き上げ等を行わない。

大企業の税負担能力は高いうえに、各種引当金は実態とかけ離れた高率の引当が認められ、不公平な優遇措置となっている現状から、その引当率の適正化・引下げを行なうべきである。また、公益法人、協同組合等の法人税率の引き上げ、公益法人の非収益事業等による金融収益課税——労働組合等の資産課税——は、經營体質がぜい弱であるうえに、勤労者・消費者の自立自助・生活防衛のための協同組合育成の精神に反する措置である。さらに労働組合を宗教法人、学校法人と同列に課税対象とすることはその性格の違いを無視したものであるといわなければならない。

一、入場税の撤廃をめざした段階的対応をはかること。

入場税は戦費調達財源として設けられて今日に至っている。免税点も一〇年間すえおかれていたため、文化活動にとつての足枷ともなつていて、文化立国をめざすべき

わが国の税制にはふさわしくない。入場税は撤廃をめざし、少なくとも免税点を大幅に引上げるべきである。

一九八四年一二月一二日

一九八四・一二・一八

## 一九八五年度（昭和六〇年度）文教予算についての申し入れ

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎 雄讓  
大蔵部会長 戸田菊雄

大蔵大臣

竹下登殿

政府は一九八五年度の予算編成に当たつては、危険な軍事大国につながる防衛費の増額をやめ、教育の荒廃を克服し、ゆきとどいた教育のため、左記のような内容を重点として編成するよう要請致します。

### 記

一、義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償」の原則に基づくものであり、財政事情のいかんにかかわらず堅持すること。

二、教育条件を低下させ、また、負担を地方自治体に転嫁することになる義務教育国庫負担金の削減は行わないこと。

三、「四〇入学級」など教職員定数改善計画については抑制せず、「概ね三年後見直し」の国会決議、与野党合意に基づいて期間の短縮をはかること。

四、過大規模学校解消のため、用地取得を含む助成措置を講じること。

五、私立学校の教育条件の整備、父母負担のはかること。

軽減をはかるため、私学助成の拡充をはかること。

六、公立文教施設は、教育条件の物的基礎であり、公共事業一般として抑制の対象としないこと。

七、児童・生徒急増地域における校舎の新增設については、国庫補助制度を抜本的に改善し、建築費、用地取得費とも、補助率、単価、対象等の拡大をはかること。

八、希望するすべての青年が高校で学ぶことができるよう必要な公立高校の整備をはかること。そのため、公立高校の新增設（校用地取得を含む）の国庫補助制度の確立、地方債の拡充を行うこと。

九、乳幼児の「保育一元化」をめざし、行政の一元化、施設・設備の一元化などの具体的検討を行うこと。また、「公立幼稚園定数法」を制定すること。

十、奨学事業については給費制度の導入、貸与額・人員の拡充など制度の改善、充実はかること。

十二、教育費の父母負担の軽減をはかるため、

教材費の公費負担をすすめること。

十三、国立学校の授業料、入学金については値上げを行わないこと。

十四、高等教育に対する国民の要求に応えるた

め、国公立大学・大学院の必要な整備を行

うこと。

十五、学校給食費の公費負担をめざし、国庫補助を増やすこと。また、学校給食のセンター化、給食センターの民間委託は行わないこと。

十六、学校災害補償制度の確立をはかるこ

と、学校灾害補償制度の確立をはかること。

十七、学校健康会の給付水準を改善すること。

十八、学校健康会の給付水準を改善すること。

十九、国際化に対応し、学術・文化の国際交流を促進すること。外国人留学生の受け入れの拡大、諸条件の整備をはかり、また、海外子女教育、帰国子女教育の拡充をはかるこ

と。

二十、図書館、文化会館、博物館、体育館、プ

ール、運動場など、社会教育、文化、スポーツの公共施設を整備すること。

二十一、日本学校健康会と国立競技場の統合は行

わないこと。

二十二、地方芸術文化活動のための民主的補助を強化し、また創作活動を活発にするための芸術関係団体への助成を拡充すること。

二十三、文化財保護のための予算を大幅にふやすこと。

二十一、芸術、文化活動、その鑑賞に対する税の軽減をはかり、とくに入場税は撤廃すること。

一九八四年一二月一八日

日本社会党政策審議会

会長嶋崎譲

文教部会長木島喜兵衛

大蔵大臣竹下登殿

文部大臣松永光殿

大蔵大臣  
竹下登殿  
文部大臣  
松永光殿

一九八四・一二・二一

## 一九八五年度（昭和六〇年度）法務省 関係予算に関する申し入れ

一、法務局の業務は、年々行政需要が増大し、登記事件数は甲号・乙号の合計で、昭和四

六年度から五八年までに二倍に増えているにも拘らず、法務局の職員総数は、同

の職員の増員について格段の努力をすること。

もつとも、法務省では、登記特別会計の新設によるコンピュータ化を推進している間にわずか一四%しか増えていない。また人権擁護業務に対する国民の需要は非常に高まりをみせている。

また、刑務官ならびに更生保護官署および出入国管理官署の職員の増員に努めるこ

と。

二、法律扶助事業は、経済上の理由で法的救済を受けられない国民に対し、民事、家事、行政事件のために要する訴訟費用、弁護士費用等、裁判の費用を立て替え、また弁護士の紹介などを行って、裁判を受ける機会を確保し、紛争の合理的な解決を促進し、国民の法に対する信頼を確立することに非常に役立っている。

しかし、財源の乏しさから、昭和五八年度においては扶助件数が減るという由々しき事態を招いている。よって同事業に対する補助金の着実な増額をはかること。(五九年度予算八、四〇〇万円に対し、六〇年度要望額は二億一、八〇〇万円。)

三、保護司、人権擁護委員の実費弁償金について適正な増額をはかるとともに、それらの任命について国民各層の意見を幅広く徴すこと。内勤保護司制度については抜本的に改善をはかること。

四、刑務官の不足により労働が過重となつてゐるため、収容者の適切な処遇や、被疑者の代用監獄より拘置所への移管に支障を生じている事態にかんがみ、その増員をはかること。

ならびに、拘置所の増設に格段の努力を払うこと。

五、法務局等の老朽庁舎の改築につとめると

ともに、当面閲覧室等、庁舎の整備をすすめること。

(制度関係)

六、公共嘱託登記の受託組織の法人化については、今国会に關係法律の改正案を提出すること。

七、外国人登録法を次の点で、早急に改正すること。

- (1) 在日外国人に課せられている指紋の押捺制度を廃止すること。
- (2) 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。
- (3) 登録証明書の切替交付制度を廃止すること。
- (4) 刑事罰を民事罰に改めること。

一九八四年一二月二一日

日本社会党法務部会長  
寺田熊雄

法務大臣  
嶋崎均殿

## 特集

# 電電改革三法案に対する取り組みの経過およびその成果と残された当面の課題

日本社会党 遅信部会  
電気通信対策特別委員会

二つの国会にまたがつて慎重審議を重ねて、きた電電改革三法案は、一四日の参議院本会議、二〇日の衆議院本会議で可決成立した。

三法案に対し、わが党は、全電通労組はもちろんのこと、電通労連、電機労連、国際電電労組など、関係労組と緊密な連携のもとに三法案に対し、わが党は、全電通労組はも

化や、電気通信事業すべてに競争原理を導入させていることなどから、わが党はこれら三法案に強く反対してきた。  
以下は、参議院における継続審議以降の三法案に対する取り組み、およびその成果と残された当面の課題である。当面、わが党は残された課題解決に向け全力をあげていくことにしている。(なお、前国会での取り組みと成果については「第一〇一国会報告」を参照のこと。)

## 一、継続審議以降の経過について

第一条付帯・目的達成業務を認可から除外、整備法案第五四条付帯労働基本権を制限した労調法付則の三年後の見直しを明記)に引きづき、今回、参議院でも三項目の修正(別項)をかちとるなど、多くの成果をあげてきた。しかし、三法案の基本が新事業体の株式会社

て、三法案に対する地方公聴会を札幌(一〇月二十五日)、福岡(一一月一四日)、大阪(一月一六日)で開いたあと、一二月一日に招集された第一〇二通常国会で審議を再開し、遅信委員会(四日、六日、一三日)、及び連合審査(七日)を経て本会議(一四日)で可決成立した。また、参議院から送付された三法案について、参議院は審議の後、通信委員会(一九日)、本会議(二〇日)で成立した。

2 前国会の終了後、ただちにわが党は、全電通からの四点にわたる補強意見を含めて引きづきへ(三項目の要求)の実現を強く迫ってきた。まず前国会終了とともに白紙撤回の状態にあつた自民党からの回答メモ(「第一〇一国会報告」参照)について「生

きていること」を認めさせ、自民党との間で精力的に話し合いをつづけてきた。

### 3 この結果、わが党が強く主張してきた、

会社法案第二条の「責務」と、事業法案第一条の「目的」に「公共の福祉増進」「国民の利便の確保」「公平なサービスの提供」の明記を修正によって実現させることができた。さらに整備法案によつて国際電信電話株式会社法第三条を修正させ「付帯・目的達成業務を認可から除外」する、といった成果をあげることができた。

### 4 また、労働基本権を完全に確立するため、労調法付則に定められている「一定期間のスト規制」を完全削除させる要求は「三年

後の見直しの際には廃止する方向で検討する」との総理答弁によつて、一步前進させることができた。

### 5 そのほか、電報事業は新たに法修正の

ない限り、新会社と国際電電の独占事業とすること、今回の制度改革による料金値上げのないこと、料金値上げなどの際の公聴会義務づけなど、わが党の主張を盛り込ませることができた。しかし、通信主権を守るために、外資の規制を迫るわが党の主張と、内外無差別の自由化を主張する政府・自民党の見解は完全に対立したままである。

### 6 政省令八六項目について、資料提出を

要と思われる三五項目について郵政省との間で話し合いをつづけてきた。この結果、三項目についてわが党の主張をおおむね取り入れさせた郵政省見解を議事録で確認させたが、合意に達していない部分をも残している。とりわけ、残る四項目については郵政省との間で見解を対立したままで、今後つめを急ぐ必要がある。

7 株式に関する問題については、電気通信対策特別委員会「株式問題小委員会」のまとめた方針にもとづいて取り組んできた。この結果、総理から「株の発行にあたつては、公正かつ民主的に行ない、広く国民が株式を所有できるようにする」「株式処分及びその収入の使途については、国会における審議の経過等をふまえ、政府内においてつめさせることとしたい」との見解を引き出した。またわが党は、参議院通信委員会の中に「株式の問題等に関する小委員会」（仮称）、衆議院通信委員会の中に「電気通信に関する小委員会」（仮称）の設置を提案し、今後、通信委員長のもと、理事会での具体化をはかつていくことを約束させた。

## 二、参議院におけるへ一三項目の要求の成果について

1 わが党の主張してきたへ一三項目の要求が、修正、議事録確認、付帯決議などによつてあげえた成果はつきのとおりである。

正部分などを評価しつつ、從来から決めてあつた反対の立場で、残された問題点、株式会社化と全分野への競争原理導入の基本的あやまりなどを強く主張してきた。

10 なお、わが党の主張どおりの修正をさせながら、わが党が修正案に対しても反対する立場をとつた理由は、現在の国会では、修正部分のみ賛成し、修正部分を除く原案に反対することが認められないことによるものである。（付帯決議については賛成である。）

# 電電改革三法案に対する修正要求一三項目と、修正・付帯決議等の対比表

2. 修正	付 帯	1. 修正	社会党の修正要求項目	修正・附帯決議・政府見解
(2) 「あまねく公平なサービスの提供」及び電報事業の提供について、会社法第一条に明記すること			(1) 「公共の福祉増進、国民の利便の確保」を会社法案・事業法案の「目的」に明記すること	電気通信事業法 (目的) 第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。(注、傍線部分が修正させた箇所) （付帯決議）
日本電信電話株式会社法 (責務)				第一条 このため、本院での修正の趣旨に沿い、電気通信の公共性に対しても十分に配慮するとともに、公正かつ有効な競争の導入、新会社の自主的、効率的経営等によって、電気通信事業の一層の効率化、活性化を図ることが必要である。 よつて政府は、このような観点から、本三法の施行に当たつては、次の各項の実施に努めるべきである。
第二条 会社は、前条の事業を當むに當たつては、常に經營が適正かつ効率的に行われるよう配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄				

付帯 確認 議事録	付帯 確認 議事録	修正 確認 議事録
(4) 修正された附帯法則第四条の意味 するものは、三年後、附則第三条による規制の廃止を明確にすること	(3) 修正された附帯業務に関する省令について、「認可」を除外した主旨に沿うものとし、内容を明確にすること  (会社法第一条二項)	国際電電公社法第二条、目的・付帯事業の認可除外について
一、労働基本権を制約した附則第三条については、三年後に廃止する方向で検討すること。	（付帯決議） 一、政省令の制定及びその運用に当たっては、民間の創意工夫を活かし、経営の自主性を尊重すること。  （政府答弁） ① 収支相償の原則は、必ずしも単年度毎の収支相償を要求するものではなく、当該附帯業務の内容、性格を勘案のうえ、通常の企業活動として認められる合理的な一定の期間に収支相償すると見込まれるものであれば足りると考えている。 ② 現在の附帯業務としては、気象案内サービス、時報案内サービスがある。これから予想される業務としては、端末機販売が考えられている。	日本電信電話株式会社は、前条の事業を當むほか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同条の事業に附帯する業務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。（注。傍線部分が修正させた個所）

与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

（注。傍線部分が修正個所）

（政府答弁）

電報事業は、新会社、国際電電の役務として法的な措置が行なわれないかぎり、役務は存続する。

日本電信電話株式会社は、前条の事業を當むほか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同条の事業に附帯する業務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。（注。傍線部分が修正個所）

## 社会党の修正要求項目

修正・附帯決議・政府見解

議事録 確認	社会党の修正要求項目	修正・附帯決議・政府見解
付 7. 帯	付 7. 議事録 確認	付 7. 議事録 確認
(7) 特別二種事業については、外資の比率を二分の一未満とすること	(5) 料金認可是、省令で定めるサービス料金の種別を限定し、明確化すること  (事業法第三一条)	〈政府答弁〉 三年後の見直しの際には、廃止する方向で検討する。  （総理答弁）
（付帯決議）  一、情報通信をめぐる国際競争が激化する情勢にあつて、国際電気通信条約等国際約束を遵守して、我が国の通信主権を守り、基礎的先端的技術の研究開発等有効的な施策を一層推進し、電気通信の発展基盤の強化に努めること。 一、特別第二種電気通信事業の健全な発展と利用者の保護を図る見地から、その事業の、政令で定める規模の基準については、本委員会における審議の経過にかんがみ、当面、一、二〇〇ビット換算五〇〇回線を上回らないこと。	（付帯決議）  電話では基本料、ダイヤル通話料、設備料及び公衆電話料、電報関係では基本料及び累加料、専用関係では設備料及び回線料、DDX関係では設備料、基本料及び通信料、ファクシミリ通信網及びビデオテックス網関係では通信料、データ通信設備サービス関係では設備料、回線使用料及び中央装置使用料である。  （政府答弁）  現行制度のままでは、新電電の経営に影響があるので、その禁止をもり込んだ約款を認める方針である。	（政府答弁） 基本的にサービスの料金に限定することとし、それ以外のサービス、すなわち利用者の範囲が限定されているもの ① 利用頻度の少ないもの ② 手数料的なものは、利用者に対する影響が小さいので、付加的、オプション的なサービスとして料金認可是不要とする考え方である。 認可にかかる料金としては、現行の電電公社の料金で例にとると次のとおりである。  （総理答弁）

議事録 確認	付 帶	13. 議事録 確認	付 帶	12. 議事録 確認	11. 議事録 確認	10. 議事録 確認	9. 議事録 確認	8. 付 帶
		(13) 基本的な料金の改定などに際して、 公聴会をひらくことを明確にすること		(12) 賃金・労働条件等は、労使間の自主 交渉の決定によることを明確にすること と	(11) 今回の制度改革を理由とする料金値 上げは行なわないことを明確にすること と	(10) 取締役の選任、解任の認可は、代表 取締役に限定すること	(9) 事業計画は届出とし、内容は、サー ビス及び建設計画に限定すること	(8) 政府は、毎年一回、「情報通信概況」 を国会に提出することを、明記すること と
		（付帯決議） 事業当事者の自主性に委ねるものであり、労使間の決定には介入しない。		（付帯決議） 一、日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労使間 の自主決定に介入しないものとすること。 （政府答弁）	（付帯決議） 経済状況の急激な変化がなければ、当分の間料金値上げを行なわないでもやつて いけると思う。 （当分の間は何年かといわれれば、五年）	意見は対立のままである。	（政府答弁） 事業計画の認可対象は、主要なサービス計画・建設計画とし、收支計画・資金計 画は添付資料として提出されるものである。 なお、国際電電も同様の取扱いとする。	（付帯決議） 一、第一種電気通信事業に関する情報通信概況を、毎年一回、国会に報告すること。 （政府答弁） 付帯決議と同様の主旨を確認
		（政府答弁） 電気通信審議会の議事規則で公聴会の開催を義務づける。						

## その他の付帯決議

株式の処分と、売却益の使途について

一、日本電信電話公社の資産形成の経緯並びに本委員会における審議の経過等を踏まえ、日本電信電話株式会社の株式の売却に当たつては、いささかも疑惑を招くことなく、株式が特定の個人、法人へ集中せず、広く国民が所有できるよう行うとともに、売却利益等の使途については、利用者国民にとって有益であり、国民各層の納得が得られる適切な方途を確立すること。

なお、株式売却益等の使途並びに国会に付議する株式の処分限度数及び具体的な処分の時期、方法、処分数等を定めようとするとときは、大蔵省は、郵政省と事前に十分協議の上、決定することとする。

情報基本法の制定について

一、高度情報社会の形成を展望し、プライバシー保護、情報公開などを含む情報基本法の制定に積極的に努めること。

一、日本電信電話株式会社の設立委員の任命に当たつては、国会の論議を十分尊重し、公正に対処すること。

公正競争の確保について

一、日本電信電話株式会社及び新規参入者、中小企業との間に、公正かつ有効な競争が確保されるよう努めるとともに、問題が発生した場合の相談窓口の設置等について検討すること。

情報化基盤整備について

一、情報化の急速な進展に対処し、情報通信産業の育成振興、通信システムの一層の安全性、信頼性の確保等情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

付  
帯

### 三、株式問題に対する取り組みについて

1 電電改革三法案が成立し、新会社の発足と同時に政府に無償譲渡される全株式の処分、およびその売却益等の使途についての権限は、その段階で大蔵省のものとなる。

したがつて、株式の処分、売却益等の使途について三法案の成立までの審議を通じ対応策を急ぐ必要から、電気通信対策特別委員会の中に「株式問題小委員会」を設置した。

2 株式問題小委員会は、当面する方針を次のとおりまとめた。

① 政府に無償譲渡された株式の処分については、公正かつ民主的に行ない電話加入者、従業員など広く国民が株式を所有できるものとする。

② 株式処分による収入等については、公社の資産形成の経緯等にかんがみ、国民共有財産にふさわしい使い方とする。

③ 上記二項の内容は別に法律で定める。

④ 株式の処分は、二～三年（少なくとも一年）凍結する。

3 以上の方針にもとづき、わが党は次のように会社法付則三条に新たに一四項をおこす修正案をつくつた。

※ 「14 第一二項（公社が出資によつて取

得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする）の規定により政府に無償譲渡された株式の処分及びその譲渡による収入等の使途については、この法律で定めるものを除き、

公社の資産形成の経緯等にかんがみ、国民共有財産にふさわしい使い方とする。

4 わが党は、この修正案を各党に提案し、その実現を期そうとしたが、公明党以外、いずれも反対であることが明らかとなり、次の案を公明、民社に提案し、賛同を求めてきた。

① 株式の処分は、少なくとも新会社発足後一年間凍結する。

② 株式の処分については、公正かつ民主的に行ない、広く国民が株式を所有できるものとする。

③ 株式の処分による収入等については、公社の資産形成の経緯等にかんがみ、国民共有財産にふさわしい使い方とする。

④ 上記②、③の具体的な内容については通信委員会に小委員会を設置して論議することにして、政府はその結論を尊重する。

5 この後、社会、公明、民社の合意する次

のとおりの「案」がまとまり、自民党に申し入れた。しかし、この「案」についても政府・自民党は拒否してきた。

① 株式の処分については、公正かつ民主

的に行ない、広く国民が株式を所有できるものとする。

② 株式の処分による収入等については、

公社の資産形成の経緯等にかんがみ、国民共有財産にふさわしい使い方とする。

③ 上記①、②の具体的な内容については、国に特別委員会を設置して論議することにして、政府はその結論を尊重する。

6 通信委員会での審議と並行してわが党は政府・自民党との間を中心話し合いをすすめてきた。この結果、総理から「電電株式の処分及びその収入の使途については、

国会における審議の経過等をふまえ、政府内において、つめさせることとした。また、株の発行に当つては公正かつ民主的に行ない、広く国民が株式を所有できるようにする」との答弁を引き出しができた。

7 また、株式の売却の時期については、大臣から「財務諸表のないのに価格がつけられるか、半年ぐらいの決算をみなくてよいかななど、当初予算（八五年度）は現実問題として大変むずかしい」との答弁を引き出させ、事実上一年以上の凍結をほぼ確実にさせた。

8 さらに、通信委員会で三法案が成立した直後、わが党は「今後、政府が保有する新電電の株式処分およびその使途、また、発足にあたつての諸問題、電気通信事業のあ

り方等について、出来るだけ国会の意向を反映できるように当委員会の中に小委員会を設置すべきである」との緊急提案を行ない、この結果、今後、その具体化について各党間で話し合が行なわれることになった。

#### 四、政省令に関する取り組みについて

1 わが党は、会社法案（政令四、省令一）、事業法案（政令九、省令七二）の政省令のいかんによって、全電通など関係労働者の雇用、労働条件や、利用者にとって端末機器など、品質の信頼、安全性の維持、確保に重大な関係があることから、とくに第一〇一国会から郵政省との間で全項目について精力的に取り組んできた問題である。

2 このうち、とくに重要と思われる三五項目について、わが党の考え方を取り入れさせよう主張してきた。この結果、三一項目については、わが党の主張をおおむねもり込ませた郵政省の見解を議事録で確認させたが合意に達していない部分をも残している。したがつて、郵政大臣に「政省令の策定にあつては、これまでの国会審議の経緯をふまえ、関係者と十分相談すべきである」ことを答弁で確認させた。

3 しかし、次の四項目については、郵政省との間に見解の対立を残しており、当面今

後に残された課題である。

① 〈会社法第一条二項〉 附帯業務に関する必要な事項

※ 届出の時期について

※ 附帯業務の経理区分について

② 〈事業法第九条二項〉 一種事業の許可申請

※ 「設備の概要」のうち、総回線数の把握の方法について

③ 〈事業法第一四条一項〉 設備の軽微な変更

※ 設備変更の際の基礎になる設備について

④ 〈事業法第三一条一項〉 料金の認可

※ 個別データ・サービスの料金認可について

※ ホーム・テレホン・ビジネス・ホン等の料金認可について

1 〈設立委員、監査役〉の選任にあたつて、わが党は「与野党合意を前提とし、野党推せんの委員をメンバーとする」よう強く主張してきた。これに対し、郵政大臣は、「野党と相談する」ことを答弁で明らかにした。

3 料金認可についてこれまで衆参の審議で答弁のあつた次の郵政省見解を再確認させた。

※ 「料金認可の範囲は、基本的サービスの主要な料金に限定し、付加的・オプション的料金は認可不要とする」当該業務の利用者の範囲が比較的限定されている役務、利用頻度が多くないために影響の範

院から送付された三法案について審議を行なつた。このなかで省令に関する「付帯業務の届け出の時期について」および「料金認可について」「郵政省の見解を議事録で確認させた。

2 付帯業務の届け出についての郵政省見解は次のとおり。

※ 「付帯業務については、事前に審査を伴なうということではなく、様式に合致しておれば受理するということだ」「(今日届け出て、明日から附帯業務を行なつてもよいと理解してよいか、との問い合わせして)、理屈としてはありうる。実際問題としては、何か新しい附帯業務を行なうという場合はPRというものが必要になつてくる、そういうことになれば、十分なPRをしながら届出が整わないということは常識的には考えられない。そういう意味で新会社においても常識的な対応をしていきたい。」

#### 六、衆議院における再審議

1 衆議院通信委員会は一二月一九日、参議

用が比較的限定されているもの、手数料的（たとえば名儀変更、申し込み手数料等）なものも認可が必要である」、「また「利用者が自由に選択できる付加的な料金は認可不要であり、これは事業体の自由な形での競争原理を導入し、その中での価格形成に任せるべきである。」

## 七、残された当面の課題

- 1 株式の処分、売却益の使途については、わが党がきめた方針（別項）を守らせ、具体化させる。
- 2 衆参両院の通信委員会の中に設置を求める、緊急提案した「株式の問題等に関する小委員会」（参・仮称）、「電気通信に関する小委員会」（衆・仮称）は、とともに通信委員長あずかりとなつてゐるので急いでスタートさせる。
- 3 郵政省と意見の対立している四項目の省令の内容についてわが党の主張を取り入れさせるべくつめを急ぐ、また、すでに両院において政府に約束させた内容の完全実施を迫つていく。
- 4 設立委員の選考にあたつて、郵政大臣答弁である「国会の先生方に相談することになつてゐるので忌憚のない意見に耳をかたむける」ことの実行を迫つていく。
- 5 監査役の選考にあたつても、経営から独

立したチェック機関としての機能が十分発揮できるようにすべきことの実行を迫つていく。

一九八四・一二・一

## 資料

# 政府の国民年金等改正法案に対する社会党の修正方針

日本社会党政策審議会  
年金改革総合委員会  
社会保障政策委員会  
社会労働部会

一、政府の年金改正案による基礎年金導入構想には根本的欠かんがあり、社会党の「基本年金構想に基づく年金改革構想によつて改正すべきである。

（注）社会党の「くらせる年金－年金改

革構想」参照

## 二、政府案の重大な問題点

- (1) 制度審の建議の取扱い方について 一九七七年（昭五二）十二月、内閣直属の社会保

障制度審議会（学者を中心に国会の各党立法経験者、各労働団体、日経連、大蔵省、厚生省等の次官で構成）の建議である「皆年金体制下の新年金体系」を中心とし、これを補強して社会党案を造つた。しかるに政府は厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会の厚年部会や私的諮問機関（社会保障長期構想懇談会）や「臨調答申」を操作して「似て非なる」「基礎年金構想」をつくりあげた。

政府の基礎年金案には欠かんが多く外國にも立法例なく二十一世紀を展望する高齢化社会の安定した年金構想とはいひ難い。

(2) 政府の基礎年金改正＝五年毎の再計算期、特に政府の閣議決定の節目となつてゐる「昭和六年五年」、年金一元化の最終年次である

「昭和七年」に向けて制度審の「基本年金構想」を尊重して修正をする考えがあるのかどうか明らかにすべきである。

(3) 政府の社会保険方式の解釈に問題＝政府改正案は一階年金も二階年金も社会保険方式を採用してゐる。アンケート調査で八〇%が「一階も社会保険方式支持」と強弁してゐるが内容を示さない誘導尋問的調査で臨調答申の「増税なき財政再建」を機械的におしつけたにすぎない。次の点について見解を求める。

(1) 制度審の基本年金構想は増大する社会保険料(現行ですすめば三八・三%)改

正六五歳で二八・九%)に代る年金財源として、社会保険料に最も近く、産業口ボット、OA革命に対処できる年金税(所得型付加価値税)をとり、生活費を基礎とする均一年金制を「基本年金」として採用し、二階を報酬(期間)比例年金とした。政府の参考にした北欧型二階建年金の中に政府のような案はない。

一階を社会保険方式にする国の場合でも労使の負担割合は三対七にするなど事業主負担が多くなつてゐる。

(2) 「自営業者等」の場合も所得割り(自主申告制)の上に国の負担を加えており、

政府案のようなものはない。

スエーデンの特別保険料は事業主が支払賃金の八・四%を負担し、基礎年金を生活費で計算して均一年金をつくつてゐる。(これは一種の年金税である)

(3) 政府の「基礎年金」は基礎という名があるだけで最低生活費の保障という理念

がなく二〇歳から六〇歳まで四〇年間、休みなくかけて三分の一の国の負担を入れ最高月五万円、すべてそれ以下で「保険料免除手続き」の不徹底を大都会ではある。

政府案が六五歳年金開始を本法できめているが厚年にについては六〇歳開始とすべきである。

高齢化社会における「仕事の分ち合」」はワーカシエリングは国民的課題である。労働時間短縮(週四〇時間制)、定年延長(六五歳以上)中高年齢者雇用促進法の規制立法化、障害者雇用促進法(雇用率の引上げ)パート等不安定雇用法制定(厚年の適用)実効ある男女雇用平等法の制定などは同時平行的に改正立法を実現すべきである。定年延長が実現すれば保険料負担者が増大し、開始年齢は自然に引上げられる。

(4) 各審議会、各界の要望が強く政府も検討課題だといつてゐる「国民年金に二階の報酬比例年金をつくる」場合も基礎年

金の保険が定額(月六、八〇〇円)で、二階も所得割り保険料でできる見通しは絶無に近い。(現行付加年金をみよ)

どのような国民年金構想を検討するのかを明らかにすべきである。

(5) 特に年金改革と高齢化時代の雇用保障の改革は一体的に実行すべきではないか。

年金開始は今日の雇用(六〇歳定年が半分ですべてそれ以下)の実態から政府改正案の本法にある六五歳年金開始(昭和七三年以降を想定)は重大な社会不安を生む。

政府案が六五歳年金開始を本法できめているが厚年にについては六〇歳開始とすべきである。

高齢化社会における「仕事の分ち合」」はワーカシエリングは国民的課題である。労働時間短縮(週四〇時間制)、定年延長(六五歳以上)中高年齢者雇用促進法の規制立法化、障害者雇用促進法(雇用率の引上げ)パート等不安定雇用法制定(厚年の適用)実効ある男女雇用平等法の制定などは同時平行的に改正立法を実現すべきである。定年延長が実現すれば保険料負担者が増大し、開始年齢は自然に引上げられる。

(4) 「国庫負担の切り下げ」問題

これから急激に高齢化するのに国庫負担を減少させるのは問題である。

政府答弁によると昭和六五年位までは基礎年金による給付がないから国庫負担は現行並みであるが昭和七〇年には四〇〇〇億円減少し、政府は答弁を拒否しているが、昭和七五年には約一兆円の国の負担が減少する。

社会党案は現行の国の負担で当面社会党の基礎年金の三分の二は確保できると考えている。

昭和五六年秋の行革特例法で厚年共済の国庫負担を四分の一くりのべ減額したが三年期限が終つて利子合計七、四〇〇億円となつてある。これらを基礎年金三分の一の国庫負担でしほり込もうとしていることは絶対に許されないことである。

### 三、国民年金改正案修正の基本的

#### 部分

(1) 基礎年金基金を特別会計として独立する。

(注) いわゆる外バキの基金である。

政府案は国民年金勘定の中に「基礎年金勘定」を設けているから国民年金から外れたものは無年金になる(内バキ)

基本年金基金の財源の第一段階は国の負担と各年金制度からの拠出金、第二段階は

基本年金の性格にふさわしい「税方式」によつてある。

これによつて無年金者も解消できる道を開く。

これによつて無年金者も解消できる道を開く。

#### 四、当面の具体的修正事項

法例通り単身者を一とし、夫婦一、六程度の単位に改めるとより完全な制度となる。

左の事項については政府案を修正する。

修正に至らない場合は、次の再計算期(S 65年)に修正するよう付則に修正項目として列記する。

なお2%の年金スライドは本修正と分離して年内支給する。

(1) 基礎年金の立法の趣旨を「最低生活費保障の原則」の上に立つことを明記させる。

(2) 年金点数制を採用する。

賃金スライド制を採用する。スライドの5%以上の制限をなくす。スライドの実施時期はすべて四月にさかのぼる。

(3) 国民年金に二階の所得比例年金を設ける。(自主申告による三ランクの所得割り年金をつくる。)

(4) 在職老齢年金の改善をはかる。部分雇用

制、部分年金制を次の再計算期までに改正の準備をする。

(5) 年金の毎月払いを実施する。

(6) 無年金者の増大を制度的に防止するため、当面、保険料免除者並みの国の負担を確保する措置をとること。

(注) 保険料免除者(法定免除、申請免除)

は三〇九万人（一六・七%）に達し、

無年金者は六〇・一〇%に達すると推定され、人口移動がはげしく、行政サービスの悪い大都市中心に拡している。

社会党案では北欧並みに均一年金を国で保障しているから問題はない。

(7) 在日外国人の国民年金適用に当つて過去

に遡つて保険料免除手続をとつて三分の一の国の負担が支出できるようにする。

(8) 国年の五年年金を通算老齢年金に組み入れる。

(9) 全産業に雇用する全事業所に厚生年金の適用を法律で明記する。（パートについても考慮する。）

(10) 厚生年金制度のある他の国によりかけ多国間の年金通算制の条約を締結する道をひらく。

(11) 総俸酬四五%（三〇年）のILO基準を満たせるものとし、二階の計算式の乗率は政府の〇・七五を現行通りとする。

(12) 中小企業退職共済法に職域年金会計を設け助成措置をとる。（厚生省・労働省共管）(13) 障害年金の三級制を設け現行水準を維持できるよう修正する。

(14) 障害者福祉年金を上づみする財源は從来通り国の負担とする。

(15) 婦人の年金権に関する修正

(16) 厚生年金の「支給開始」を特例とせず本法で規定する、財源は二階部分の完全前倒しを行う（前述）六五歳以下妻にも基礎年金部分を給付する。

(17) 船員、坑内夫の年金開始年齢（五五歳）、期間計算の特例（ $\frac{4}{3}$ ）は当分の間、その特殊事情を配慮して現行通りとする。

(18) 所得型付加価値税を実施するまでの間、厚年の保険料の労使負担割合を三対七とする（前述）

(19) 年金積立金の自主、有利運用を制度的に明確にするよう法律を修正する。

(20) 婦人の年金権に関する修正

措置をとる。

(2) 子なし妻の「四〇歳」を三五歳に改める。三五歳の妻は少なくとも二十五年働く。二十歳を超える学生（約九十八万人）等の任意加入の対象者が障害者になつたとき。

(1) 二十歳を超えたとき。  
二〇歳未満の障害者同様障害年金の対象とする。

(3) 本人の老齢年金と配偶者の遺族年金の併給調整については現行の給付水準を維持するよう措置する。

(21) 所得保障一年金改革の一環として児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を改善するよう付則で義務づける。

以上

## 郵便貯金制度の見直しに反対する申入れ

政府・自民党は、一九八五年度予算編成作業と並行して、非課税貯蓄制度の抜本的見直し作業をすすめている。これは、「グリーンカード制にかかる制度の検討」に名をかりて、不

公平税制に手をつけることなく、逆に、国民が額に汗して得た非課税貯蓄からも税金の取り立てを図ろうとするものである。まさに問題のすりかえである。

わが党は、こうした政府・自民党の態度、また、非課税貯蓄制度の見直し案として伝えられる「限度額管理の強化案」「低率分離課税案」に強く反対する。

郵便貯金は、創業以来、税制上非課税扱いであり、郵便貯金法による預入限度額が現在三百万円となつてゐるにすぎず、制度の根幹として広く国民の間に定着してきている。伝えられる「二つの案」は、この制度を否定するものである。

また、郵便貯金として集められた資金は、財政投融資の原資として国民福祉の増進に大きく寄与するとともに、わが国経済の安定と

基盤を築いていく上で欠くことのできないものになつてゐる。

しかも、高齢化社会の到来を目前にしながら、財政悪化を理由に後退させられつづけている社会福祉、社会保障によつて、国民は老後に強い不安を抱き、自助努力といふ貯蓄に頼ることをよぎなくされている。

このような状況のもとで、郵便貯金の非課

税制度を廃止しようとすることは、老後や教育、不時の出費に備えて當々と少額預貯金を貯えている国民の願いに逆行するものである。

また、地方自治体の九四・四%にあたる三千百三十九の議会が「現行の非課税貯蓄制度の維持」を決議（十一月十七日現在）している点はきわめて重要なことである。

したがつて、わが党は、伝えられる「限度額管理の強化案」「低率分離課税案」とともに、郵便貯金制度の根幹を見直すもので、これに強く反対する。

わが党は、郵便貯金が少額貯蓄者保護のためにある非課税制度を今後とも引きつづき堅

持していくべきである、と考える。と同時に、その一部が、「脱税の温床」などに悪用されないよう、「名寄せ等の徹底など実効のある限度額の管理」と、高齢化、高学歴化社会に対応するため、新たに非課税として、シルバートレード制度、教育貯金制度を創設するなど、国民の期待に応える施策に積極的に取り組むべきである。

右、申入れる。

一九八四年十二月七日

日本社会党中央本部  
中央執行委員長 石橋政嗣

大蔵大臣  
竹下登殿

郵政大臣  
左藤惠殿

税制調査会長  
小倉武一殿

## 新「風俗営業法」總理府令、國家公安委員會規則等に関する意見（第一次）

參議院地方行政委員会風俗営業等に関する小委員会

委員　志　苦　裕

### 一、第一回小委員会及びそれ以降

#### の議論について

既に十月二十三日の当小委員会に下位法令及び運用についての意見（第一次）を文書をもって表明したが、大要については小委員各位の賛同を得られたと感得し、また、警察庁において多くの部分については了としつつ、小委員会において二条一項八号営業（ゲーム機）、少年指導委員の選任については異なる見解が示され、また、後日、以下の十六箇所については、口頭で見解が示された。

① 第一条（目的）『「善良な風俗の保持」とは売春、賭博、わいせつ等風俗犯罪の未然防止に主眼があること』→基本的に異論はないが単純売春、いちじるしい射幸心、

客引なども含まれる。

② 第二条一項八号（指定遊技機）『野球、

テニス、宇宙ものは除外すること』→遊技機によって分けられない（なお、ペンドィング）。

③ 第三条二項（許可の条件）『明確な基準を定めること』→一般的基準は定められるが個々まで規定しにくく。

④ 第五条二項『交付に必要な期間を明確にすること』→検定のないバチンコ機など明示が困難なものもある。

⑤ 第九条（構造及び設備の変更）『遊技機のハンドル、受皿の取替え等は府令に記すこと』→ハンドルについては一人で何台も動かすことが問題となるので記せない。

⑥ 第十六条（広告、宣伝規制）『「卑わい感」のみでなく照明（モーテル等のネオン）

等も検討すること』→行政指導以上には無理がある。

⑦ 第二十三条（禁止行為）『条例で独自の定めができるよう運用すること』→法律上は遵守事項にしかできない。

⑧ 第二十八条三項『修繕、外装等の改装も対象除外からはずすこと』→法律論としては無理があるが、行政対応は主旨にそいたく。

⑨ 同五項（禁止行為）『条例で上乗せできるよう措置すること』→無理ではないが事例が出た場合検討する。

⑩ 第三十七条（報告及び立入り）『立入りをなすにあたっては、都道府県公安委員会が文書で許可を行った場合に限ることを明示すること』→第二項も一般的には公安委員会にかかることは示すが、現行と取扱いをかえないと主旨で修正された。個々になると警察法との関連もある。

⑪ 同条『要求に基づかぬ業者の任意提出を禁することを明示すること』→主旨として了承するが規定はむずかしい。

⑫ 第三十八条（少年指導委員）『少年指導委員の活動は、少年や親に対する相談活動など何ら強制力を伴わない、任意のものに限ることを明示すること』→法で明らかにのであらためて明示することもないのでは

ないか。

(13) 同条『不服の申立をすることができることを明示すること』→行政不服審査の対象かどうか意見の分かれるところなので、苦情処理や不服申立の窓口は設けるようになる。

(14) 第三十九条、四十条(風俗環境浄化協会)『役員が関係営業に関与することを禁止すること』→全面禁止は無理だが少なくとも「関連営業」者はのぞましくない主旨で対応。

(15) 同条『事業収入を規制すること』→資金自立のため出版活動くらいはやりたい。

(16) 同条『経理を公開すること』→公開の仕方にもよる。

以上であるが、なお、回答されない箇所についても見解が異なる部分もあり、また、回答が不十分な部分もあるので引き続き当小委員会等で論議を行っていくべきと考える。

## 二、「総理府令についての考え方」について

(1) 許可申請に必要な書類、資料は現行の範囲とし、例えば履歴書の添付等不要のもの

は除くこと。

(2) 風俗営業の許可申請書の添付書類(第五条第一項)の法第四条一項四号の「医師の

診断書」についてはプライバシー、人権の面からの疑問が残る。

(3) 構造設備の変更(第九条一項、三項)の「届出事項」については、例えば備品等は届出からも除外すべきである。

(4) 遊技機の変更(法第二〇条一〇項)については届出で良いものについて全て列記す

るとともに、業界、団体の自主規制を尊重し、「性能に影響を及ぼすむそれのない変更」の範囲を極力拡大すべきである。

(5) 従業員名簿(法第三六条)については「労働者名簿」(労基法一〇七条)をもつて代用できることが委員会答弁で確認されており、「労働者名簿」を作成しないことは即、労基法違反となることから、「府令」においては単に「労働者名簿」をもつておきかえることのみを記すべきである。(法

形式上やむをえず定めるとすれば記載内容は「労働者名簿」とまったく同様とするとともに、代用できることを徹底すること。

(6) 「国家公安委員会規則の考え方」について

三、「国家公安委員会規則の考え方」について

(1) 八号営業の対象となるゲーム機の指定について、例えば占い機、腕相撲機等は除外し、野球、テニス、宇宙もの、モグラた

たきなどは対象とするなど常識的に考えてべきである。

(2) 暴力的不法行為その他の罪に当たる行為(法第四条一項三号)については、警備業法の公安委員会規則と同様の犯罪を列挙するとしているが、警備業と風俗営業をまったく同じとすることについては疑問が残る。

(3) 構造及び設備の技術上の基準(法第四条二項一号)について絵画、広告物、装飾等についての規制があるが少年の立入らないことが前提の営業所内について過度の規制は好ましくない。特に絵画等美術品について規制することはゆきすぎであり、営業種目を限定し、かつ、広告等に限るべきである。

(4) 遊技機の基準(法第四条三項)については、業界の実態を踏え、意見を十分に聴きながら定めるべきである。

(5) 許可証の交付(法第五条二項)相続、構造設備の変更の承認の申請手続(法第七条一項、第九条一項、第二〇条一〇項)については申請時から何日間で許可、承認を行わねばならないかを明確にすべきである。

(6) 軽微な変更の届出手続(法第九条三項)

については、三カ月分（四季に応じる）位をまとめて行わせることが適當である。

⑦ ダンス教授所の基準（法第十八条）における「指定団体」については特定の団体が利害を受けることのないよう配慮すべきである。

⑧ 遊技料金等の基準（法第十九条）については、遊技者の支出を勘案しながら、賞品の最高額等については現下の物価の実態を踏まえつつ業界の意見を十分に聴きながら定めるべきである。

⑨ 管理者の業務（法第二十四条三項）については不明確であり、詳細を明らかにすべきである。

⑩ 風俗関連営業の営業開始の届出（法第二十七条一項）については「七日間」とされているが、これでは住民や行政のチェック期間が短かすぎることから「三カ月前」程度とすべきである。

⑪ 深夜飲食店営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準（法第三十二条一項一号）については、絵画等の規制については除外するとともに、現行の午後十一時以降の規定が十二時以降となるも、騒音規制については現行の騒音規制条例の有効性に何ら変更のないことを徹底するべきである。

⑫ 国家公安委員会で定める飲食店営業（法

第三十二条三項）についてはラーメン屋とともに焼肉店、寿司店を明記するべきである。

⑬ 少年指導委員の活動内容（法第三十八条二項）については、法と国会決議、答弁等に基づき、行つてはならないことを明示すべきである。

⑭ 少年指導委員に関する事項（法第三十八条六項）についても同様であるが「必要に応じ警察職員に協力を求めることができる」という文言は規則に記すべきではない。

⑮ 都道府県風俗環境浄化協会の指定の申請の手続（法第三九条七項）については協会指定の主旨にかんがみ申請団体の定款や役員の履歴書、住民票、法第五条一項との見合いでおいて「医師の診断書」等を添付書類とするとともに、規定の期間、指定団体の予算、決算書の提出及び閲覧を定めるべきである。

⑯ 全国風俗環境浄化協会（法第四〇条三項）についても同様とするべきである。

#### 四、本法施行の前提要件について

① 当委員が意見書をもってたたした項目は、一一五項目であり、口頭により見解が示されたのは一六項目である。政令、規則、府令によつて示されているものもあるが、なお不明の点もあり、小委員各位及び関係者

の理解を深めるためにも「メモ」等をもつて警察庁の明確な見解を各項ごとに示すことを。

② 第一条の目的及び「接待」「遊興」等については、その定義を国家公安委員会規則で明確にするか（法第四八条でいう規則で記すか）、通達、執務資料で明示するとともに、国会の審議経過にかんがみ、本法の施行に関わる通達、執務資料、その他運用に関する内部連絡資料等は全て本小委員会に提出すること。

③ 本法国会審議で特に論議の焦点となつた「指示」「報告及び立入り」「少年指導委員」「風俗環境浄化協会」等については、指摘された検討課題ごとに警察庁あるいは本院調査室において整理し、施行までに対応策を本小委員会で確認すること（後記参考照）。

④ 「従業員名簿」「騒音規制」等他の行政部局との関連事項については、関係各省と十分協議のうえ、重複、混乱等せぬよう特段の配慮を行うこと。

⑤ 各都道府県条例の制定状況及び制定内容について集約し報告すること。

⑥ 以上を踏え、本法と深い関わりをもつ弁護士、行政書士、風俗営業者等に対する本法の施行細則について周知徹底を行うこと。

## 五、審議の中心となつた条項の

### 検討課題

#### ① 「指示」について

ア、行政処分であり、行政不服審査、訴訟

の対象となる。

イ、指示の発動について明確な基準を定める。

ウ、公安委員会発行の文書で行う。

エ、指示事項及び理由を明確に記す。

オ、指示と営業の停止等の関係を明確にする。

カ、報告及び立入りについて（警察庁は

旧法と取扱いは変えないとの主旨で修正されたとしているが新法の立法形式及び修正

主旨は必ずしも旧法と同様の取扱いを意味しない）

ア、立入りは報告又は資料の提出によつてまかねえない時に限る。

イ、立入りについても公安委員会の許可が必要である。

ウ、立入る者は特別の身分証明証が必要であり、必ず提示しなければならない。

エ、立入りの内容については文書で報告を保存すること。

オ、報告又は資料の提出については、求め  
る文書の種類、内容、回数について基準

を定めること。また、報告又は資料の提出要求は必要最小限にとどめること。

カ、報告又は資料提出要求は文書で行うこと。特段の事情をき限り提出された資料を二週間以内に返還すべきこと、ならび

に文書中に提出を求める報告事項・資料及び提出を求める理由を具体的に記載し、提出を求められた者は不服申立ができる旨の教示を記載すること。

なお文書の書式を定めること。

キ、脱法防止のため、要求に基づかない業者の任意提出を禁ずることを明示すること。

ク、報告又は資料提出を求める行為が行政法上の处分であつて、提出要求に不服があるときは行政不服審査法や行政事件訴訟法によつて争うことができることを明確にすること。

ケ、不供述が罰則の対象ではないことを明確にすること。

コ、立入り、報告、資料の提出にあつては、

例えば、ばらんこ店の場合、①機械の検査、②従業員名簿（労働者名簿）、③賞品の適格性の3点という従来の運用からはずれることのないよう徹底すること。

オ、少年指導委員」について

れているが、公安委員会から独立して行動するものとする。

イ、その活動に違法があつた場合には、国家賠償法の適用があることを明記すること。

ウ、少年指導委員の行う「補導」とは、少年の非行の防止又は少年の福祉を図るために任意の指導、注意・助言であり、捜査・調査・逮捕は行いえないことを徹底すること。

エ、少年指導委員の活動は、少年や親にに対する相談活動など何ら強制力を伴わない、任意のものに限ることを明示すること。

オ、第三八条第三項は、「少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」としているが、特に、少年指導委員は、その知り得た秘密を警察・職場その他少年に不利益をもたらすおそれのある団体や他人に通告してはならず、職権乱用罪等が適用されることを明らかにすること。

カ、第一項一～四号を明確に具体的にする。

キ、少年及びその家族、教師、雇主は、少年指導委員の行為に不服がある場合には、公安委員会に対し、不服の申立をすることができることを明示すること。

ク、委嘱は、仮称「少年指導委員選考会」

の意見を聞いて各都道府県公安委員会が

行わなければならぬものとすること。

右選考会の構成は、例えば家庭裁判所、

弁護士会、保護観察所、都道府県教育委

員会その他の代表者など、制度の趣旨に

ふさわしいものとすること。

ケ、少年の福祉を目的とし、取締目的を排

除するために、元警察官の職にあつたも

のを中心としないこと。警察によつて選

任されて活動している少年補導員との兼

職を認めないこと。

コ、公安委員会は、少年指導委員に関する

事務を警察に委任してはならないものと

すべきである。

#### (4) 「風俗環境浄化協会」について

ア、指定の基準や手続を明確にし、指定さ

れる団体が業者の利益代表や警察（公安

委員会）の下請的なものとなることを防

ぎ、また地域住民各層の声を反映出来る

ように配慮すること。役員の構成には、

警察関係の職歴のある者や業者の代理人

であつた者を排除すること。また役員が

関係営業に関与することを禁止すること。

イ、指定の期間を定めるとともに、指定の

取消事由を定めること。

ウ、資金面の自立をはかり、事業収入を規

制するとともに、経理を公開すること。  
エ、「処理」の具体的対象、範囲、処理内

容、処理手続を明確にすること。処理内

容は、助言、苦情の公安委員会への通知

及びこれと同程度のものとし（行政相談

委員法参考）、仲裁等は行つてはならない

こと、処理は文書で行うこと。

オ、少年指導委員の活動援助については少

年指導委員の権限との関連で内容を明確

にすること。

なお、右の明確化にあつては少年指

導委員には職務に関する守秘義務が定め

にすること。

一九八四・一二・一三

## 地方事務官問題に関する要請書

日本社会党

わが党は、かねてから地方自治法の附則に

規定するいわゆる「地方事務官」について、

地方自治の本旨からも、また国会決議を尊重

する立場からも、早急に制度改革をはかるべきことを主張してきた。

この立場から、わが党は一〇一通常

国会においては、同制度の国家公務員化をは

審議の経緯および意思を尊重し、今通常国会

られているが（三八条三項）協会には調

査業務に關して知り得た秘密以外につい

て守秘義務の定めがないことを考慮して

援助内容を限定すること。

カ、調査活動の内容を明確にし、調査結果

につき文書による報告を義務づけること。

キ、協会の諸活動につき、公安委員会に対

する不服申立手続を明確にすること。

ク、行政書士の職分を犯さないこと。

ケ、業界に寄附等を求めぬこと。

コ、自治体に財政負担をかけぬこと。

に對し、再度改正法案を提案することのない  
よう強く要請する。

一九八四年十二月十三日

内閣総理大臣

中曾根 康 弘 殿

一九八四・一二・一四

## 「地方行革推進小委員会報告」に関する談話

日本社会民主党  
国民のための行財政改革推進本部  
本部長 田辺 誠

一、わが党は、かねてから「平和・福祉・分  
権」こそ行財政改革の真の課題であり、と  
くに分権自治の確立のための地方自治体の  
行財政権限の強化が急務であることを主張  
してきた。

しかるに「第二臨調」はもとより、「行  
革審」の一連の答申は地方自治体の財政構  
造及び国と地方の財政秩序について極めて  
無知無理解をさらけ出しており、そればかり  
か、地方自治体への財政負担の転嫁、行

政サービスの切り下げをいたずらに主張す  
ることに腐心している。

二、地方自治体における民主・公正・社会的  
的有效性のある行政改革を阻害しているのは、  
政府による機関委任事務、膨大な許認可事

務、各種行政機関の必置規制等、国の後見  
的管理であり、貧困な自主財源の放置と自  
治体及び住民への負担転嫁である。

三、この意味において今回の「報告」でいう  
必置規制の是正及び許認可事務整理は、国

が単に身軽になるものでしかなく、しかも、  
許認可事務の整理については住民生活に関  
わりの深い部分ではなく、また、機関委任  
事務の整理については先に約四〇項目の整  
理を行つただけで放置されていることをみ  
ても本来の行革には程遠いものといわざる  
を得ない。

四、そればかりか生活保護、教育など約二、  
三六〇億円もの生活、福祉関連補助金が一  
律一〇%カットされようとしているいま、  
自治体の一般財源の保障のないまま、必置  
規制のみ手直しすることは、自治体の財政  
負担増と住民サービスを低下させる結果と  
なることは明らかである。

五、わが党は、交付税率の引上げと国民のシ  
ビル・ミニマム確保部分を除く補助金の一  
般財源化、自治体の地方債発権限、自主課  
税権の強化など地方税財源の確保、機関委  
任事務の完全廃止など本来の分権自治の確  
立のための措置の推進を追求する。

(3) 当面、一九八五年四月を日程に第一回「連絡会議」を開催するための準備をすすめる。

## 二、「地域林業振興法案」を今国会に提案する

# 一九八五年「国際森林年」にちなんで「森林を守り育てる国民運動」を推進する

今日、地球規模で緑資源の枯渇が問題化しており、森林を守り育てることが国際的にも緊急・切実な課題となっています。いうまでもなく、森林は木材の生産、水源のかん養、大気の浄化、自然災害の緩和、自然環境の醸成と保健休養の場など国民生活にとっては不可欠な資源である。

しかしながら、わが国の森林・林業は、高齢成長期を通じた乱開発と過伐による森林資源の減少と荒廃、山村の人口流出、過疎化による森林管理機能の低下と低成長下の長期不況によって、不振・危機的状況は深刻になつてゐる。

二一世紀へ向けての人類の課題は平和な国際環境づくりと森林資源と自然環境問題といわれている。いまでもなく木材は輸入できても森林は輸入できないのである。「資源小国」といわれるわが国において、森林資源こそ唯一の再生可能な資源である。

わが党は、一九八五年の「国際森林年」に

ちなんて、今こそ切実な国民的要請にこたえて日本の大計のもとに幅広い国民を結集して日本の森林を守り育てる国民運動をすすめるとともに、国民共有の財産である森林を積極的に活用し、地域経済の活性化をはかるために次の取組みを行う。

### 記

#### 一、「森林を守り育てる国民連絡会議」の設置

(1) 「国際森林年」にちなんで、森林を守り育てる国民運動を推進するため、党に「森林を守り育てる国民連絡会議」を設置し、労働団体、市民団体、学者、文化人、個人の参加を呼びかけ、幅広い国民諸階層を結集する。

(2) この「連絡会議」は森林を守り育てるための運動や政策について自主的意見の交流や討論を深め、具体的な運動、政策の提起を行ふ、関係団体や個人の運動に寄与するものとする。

最近における山村地域の経済構造や林業生産活動の停滞によつて森林管理機能がそつ失し、同時に山村を支える林業及び関連産業が衰退していくところから、森林を育成し、林業を振興し、関連産業の活性化をはかり、地域経済を発展させるために、党は今国会に「地域林業振興法案」を提出する。

#### 三、緑を育て自然と親しむ生活の確保のためには

昭和六〇年度予算要求に当つて党は①森林の健全な育成のための間伐の促進、②国有林野事業への一般会計からの繰り入れ増など重点要求を行つてゐるが、とくに都市住民、地域住民が自然と親しむ機会を多くするよう次のような要求を実現するよう迫つてゐる。

(1) 森林の多角的機能を活用するためには、国有林民有林を通じ学校、家庭、社会教育のための教育森林、多くの国民が利用できる自然休養林を実現すること。そのため全国で五十カ所、五カ年計画で実施すること。

## 平和問題研究会報告に対する抗議談話

安保自衛隊等安全保障基本政策委員長

上 原 康 助

一、中曾根首相の私的諮問機関である平和問題研究会は、本日、報告書を発表した。し

かし、その内容は、①防衛費の対GNP比一%制約の破棄、②「防衛計画の大綱」にかかる新軍拡計画の策定、③偵察衛星を含むC-Iの強化と即応臨戦態勢への移行、④有事法制の整備と民間資源の軍事転用など、あまりにも軍拡指向の提言となつてゐる。わが党は、中曾根軍拡政策をさらに助長するこの危険な報告書に強く抗議するものである。

一、平和問題研究会の最も危険な本質は、「%という目途は今日は適用しがたいものとなつた」との指摘にある。これは、三海峡封鎖・シーレーン防衛と日米共同作戦をめざす中曾根軍拡政策を事実上追認し、それに必要な巨額を軍事費を調達するため、GNP対比一%の制約の破棄を公然と要求

するにいたつたものである。これは平和問題研究会の報告という形をとつてゐるが、事実上、中曾根内閣の政策そのものの反映である。とめどない軍拡に道を開くこのようないな暴挙にわが党は強い怒りを覚えるものである。院内外の反対闘争の先頭にたち、GNP対比一%制約の破棄といふ中曾根軍拡政策の粉碎のために闘い抜く決意をあらためてここに明らかにする。

一、平和問題研究会報告は、これとならぬのである。

「防衛計画の大綱」にかかる新しい危険な軍事計画の策定を求めてゐる。米核空母力・ルビンソンの横須賀強行寄港やフリーテックス'85への海上自衛隊艦艇の参加にみられるように中曾根内閣はいま、米核兵器の本土持ち込みを容認し、非核三原則の空洞化をはじめとして、レーガンの対ソ極東核軍事戦略への積極加担を露わにしている。「基

盤的防衛力」や「防衛計画の大綱」にかかる新軍事計画の策定は、こうした動きに対応して、日米共同作戦に耐えうる強大な軍事が党は、このような新防衛計画の策定に強く反対するものである。

一、平和問題研究会報告は、このように総合安全保障の名の下に、事実上軍事力突出形の増大を口実に文字通り自衛隊の有事即応態勢化と防衛費拡大、米極東核戦略への加担、新軍事計画の策定など一連の反国民的姿勢を露わにした。わが党は、このような危険な報告発表に強く抗議するとともに、防衛費のGNP対比一%の制約や「非核三原則」を守り抜き、中曾根改憲軍拡政策粉碎のための闘いをあらためて強化する決意である。

## わが党の当面する対朝鮮政策について

外交委員会及び朝鮮対策特別委員会は、最近、党内外の関心が集まっているわが党の対朝鮮政策について従来からの方針をふまえ当面する問題について、意思の統一を図る必要があると考え、以下の通りの見解をまとめた。

記

日本政府は、すでに世界の一〇二カ国が外交関係を樹立している朝鮮民主主義人民共和国の存在を今日まで公式には認めず、共和国との関係を閉ざしている。日本政府は、かつての「三矢作戦計画」から、一昨年末、中曾根政権誕生直後の訪韓と全斗煥政権に対する一兆円に及び経済援助に至るまでの政治姿勢に示されている通りアメリカの極東戦略に全面的に追随し続けている。この日本政府の立場は反戦平和を願う日本国民の期待に完全に反するものと言わざるを得ない。

わが党は、この日本政府の対米追従の外交政策の基本的誤りを正面から指摘し、平和憲法の精神にそつた圧倒的多数の国民の希求する国際平和を守るために一貫した朝鮮政策を

主張し続けてきた。わが党は、過去の日本の朝鮮民族に対する支配の歴史を深く反省することともに、朝鮮の分断固定化に反対して自主的平和統一を支持してきた。この朝鮮半島の平和を望むわが党の朝鮮政策の基本は、不变である。

政府の対朝鮮政策の基本的な誤りが、日韓基本条約第三条の定める「大韓民国は、朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」との大前提の下にあることは、言うまでもない。韓国政府は、右条項の解釈として、「韓国の管轄権は全朝鮮に及ぶ。従つて日本は朝鮮民主主義人民共和国とはこれをもつて国交を結び得ない」との立場をとり、日本政府を拘束している。

かつて、一九七四年当時の木村俊夫外務大臣は、わが党議員の国会における質問に對して「韓国に対し、北が南進するという脅威は客観的には存在しない」「韓国政府が朝鮮半島全体を有効に支配する唯一合法の政府と

現実を無視する外交の誤りをはつきりと指摘した。しかし、政府の公式な立場は、いわゆる日韓ゆきをいよいよ深めこそすれ、少しも改める兆候を見せていない。

わが党は、この政府の対朝鮮政策の転換をあくまでも求め続ける。日韓基本条約の誤りを主張する。石橋委員長は本年九月共和国を訪問して、「対決状態にある朝米関係、南北関係に一日も早くピリオドを打ち、アメリカとも関係を改善し北と南が思想と体制の相違を超えて連邦政府を樹立し、すべての朝鮮同胞が一つの民族として統一された國土でむつまじく暮らすことを心から願う」と述べ、わが党の立場を明らかにしている。

一、わが党の朝鮮政策の基本は次の通りである。

① 日本政府の南北分断固定化、共和国敵視政策の転換を図り、日朝関係の改善を進める。

② 南北の緊張緩和と朝鮮半島の自主的和平統一を支持し、そのため三者会談（の提案とその趣旨）の実現への国際的環境づくりに寄与する。

③ 韓国における民主主義の回復と人権確立、統一事業のために苦闘する諸勢力と積極的に連帯し、国際的支援の輸を強めよう認識は持っていない」と、自民党政府の

二、本年三月三一日、石橋委員長は、その時

期における政治判断として、わが党の朝鮮半島政策について次の談話を発表した。

「もし、三者会談が開かれるようになると、わが党の朝鮮半島政策は、当然再検討が必要になる。日本政府が朝鮮民主主義人民共和国と政治的接触を持つようになつた時も同様である。」

いわゆる、この「石橋談話」もまた、第一項一の朝鮮政策の基本に則したものであると理解されている。

三、以上の諸原則に基づいて、今後わが党が

具体的な朝鮮政策を展開するにあたり、配慮すべき事項は次の通りである。

① 最近、南北朝鮮相互間で、またわが国

と共和国との間で関係改善、対話促進にとって良好ないくつかの動きが出ている。例えば、北から南に対する水害救援物資の供与、南から北への経済相互協力の提起、南北赤十字会談の接衝等である。

日朝関係では、共和国側の日朝民間漁業協定についての好意的な処置、日本政府の、いわゆる制裁措置解除の決定などがある。

しかし、日本政府は、制裁措置の解除にあたつても依然として「政府の朝鮮半島に対する基本政策は、今後も変りない」

と言つてゐるが、わが党は、さきの新しい情勢に強い関心を持ち、なお一層の関係改善と緊張緩和のために努力を続ける方針である。

② 朝鮮民主主義人民共和国とは、わが国では、政府はもとより、すべての政党が公式の接点を持たず、わが党が唯一の窓口である。かつ、今回の石橋訪朝団により、このことが再確認され、漁業問題など共和国側の好意的な対処が行われた。

わが党が歴史的に培つてきたこの友好と信頼の関係を、南北分断の固定化や共和国敵視政策に与みするような言動でもって搖がすことは断じて行うべきではない。

③ 韓国では、現在反政府政治活動は、きびしい罰則をもつて禁止、弾圧され、合法的に存在する野党の政治活動も政府の統制と操作の下におかれ、自立的な民王的、大衆的基盤に立つ野党の存在は否定されている。金大中氏、金泳三氏らへの政治活動禁止、言論、報道の自由の否定、労働者と労働組合の諸権利の厳しい制限、多数の政治犯の存在なども事実である。

従つて、わが党の対韓接触、交流は、この現状に照らし、きわめて慎重でなければならぬ。少なくとも全斗煥政権と

友好、関係をもつことはさけるべきであるし、また誤解を生むような言動は慎しむなければならない。さらに不用意な接触、交流によつて、全斗煥政権を利用されることになつたり、またその対象となつた韓国の組織や個人に重大な迷惑が及ぶことも避ける必要がある。

④ 八五年度、伝えられる金大中氏の帰国問題がどのような展開をみるのか、予定されている韓国における選挙がどのような国内状勢の下で実施されるのかに注目すべきである。

△第一項にかかる具体策は以下の通りである▽  
一、朝鮮半島の緊張緩和と東北アジアの平和な国際環境づくりのための努力

(1) 在韓米軍の撤退と核兵器の撤去を要求し、日韓ゆきを糾弾する。

朝鮮半島内外での軍備増強、大規模かつ攻撃的な軍事演習などの中止、縮減を要求し、その実現のため東北アジア非核・平和地帯創設、東北アジア軍縮会議などをテーマとする国際会議、国際交渉の推進を図る。

(2) 日米韓の軍事的結びつきの強化となるような一切の政策、計画、政治的、經濟的、人的交流に反対する。

(3) 朝鮮労働党との友好関係を発展させる。

朝鮮労働党代表団もしくはそれにかわる  
代表団の日本訪問を実現する。

(4) 文化、学術、スポーツ等の多面的な交  
流・協力については、わが党として日本  
と南北双方を含めたこの種の交流と協力  
の民間レベルでの発展に寄与する。また、  
これに対し、日米中ソおよび国連等の国  
際協力体制を結集するため努力する。

(5) 南北朝鮮の自主的平和統一を支持し、  
一切の分断固定化策に反対する。

(1) 三者会談の提案とその趣旨を支持し、  
その実現のため関係諸国および国際世  
論の結集を促進する。

(2) 日本国政府の共和国敵視政策を根本的  
に改めさせ、日本と共和国との各分野  
にわたる交流・協力を発展させる。

(3) 日韓経済協力のあり方を根本的に見  
直す。南北平等に、かつ平和と民生向  
上に役立つ協力に転換し、共和国に對  
する必要な経済協力のあり方、韓国と  
の間の貿易のアンバランス解決の方策  
を検討し、その実現をめざす。

(4) 韓国政府のみを「唯一・合法」とす  
る日韓基本条約については、その内容、  
性格等について見直し、必要を改廃を  
めざす。

二、韓国における民主化と人権確立等のため

の運動を支持し、これと連帶する。

(1) 全斗煥政権の民主主義弾圧と人権抑圧  
に反対する。またこのような政権と友好  
関係をもつかのような接触・言動は行わ  
ない。

(2) 政権から自立し、民主的綱領・政策を  
もち、大衆的支持をもつ民主的野党の再  
生に期待し、そのような性格をもつ運動、  
団体、政治家等を支持し、連帶する。

(1) 当面、金大中氏の安全帰國と政治活  
動の自由の確保のために、国内的、国  
際的なキャンペーンを取り組む。

(2) 金大中氏拉致事件の真相究明と原状  
回復について、日韓両政府にその実現  
を迫る。

(4) 韓国における政治活動の自由の保障  
状況に注目し、民主化推進協議会の金  
大中氏（顧問）、金泳三氏（共同議長）  
その他民主勢力の指導的人士の招請、  
連絡、情報及び資料交換を行う。

(3) 韓国における政党、政治家以外の民  
主化運動の実情を研究し、意見交換、  
交流について具体化を追求する。  
政治犯、とくに在日韓国人政治犯の釈  
放、人道的処遇の実現に一層の力を注ぐ。  
このため、日本政府の積極的対応を促し、  
政治犯の家族や救援団体との連携を進め

三、日本国内に残存する旧植民地支配の遺産  
と差別の撤廃に力を注ぐ。

(1) 就職差別、教育、社会保障上の差別を  
撤廃させる取組を強化する。

(2) 指紋押捺、外国人登録証常時携帯義務  
の改廃を早急に実現させる。

(3) 教科書問題の正しい解決を図り、植民  
地支配の歴史の正しい教育と、その被害  
の実態調査等を進め、日朝両国民の間の  
和解と友好の基盤づくりを行う。

# 国鉄当局による「経営改革のための基本方策」について（談話）

政策資料編集委員会	
委員長	嶋崎
編集委員	細谷治嘉 謙讓
武部	岡田利春
木島喜兵衛	佐藤觀樹
島田琢郎	森井忠良
野坂浩賢	清水勇
藤田高敏	中村茂
矢田部理	竹田四郎
浜本万三	安永英雄
岩垂寿喜男	遠藤隆次
沖崎利夫	大木正吾
小林高摩三	久保亘
館林千里	渡辺博
片山甚市	佐間田勝美
井上普方	

本日国鉄は、国鉄再建監理委員会に対し、「経営改革のための基本方策」を発表した。

その内容は、六十五年度を目途に総合的な収支均衡の達成とその定着化を目指すという名目で、要員規模を今より一二四・五〇〇人減、特定地方交通線は今後選定するものも含め六一年度末までにすべて転換し残りについても六四年度末まで九〇線区中七〇線区を株式会社経営とし国鉄から分離する、そして六十二年四月一日を目途に民営化する等である。

このことは、今日の国鉄の破局状態についての自らの責任については何等明らかにしていないだけでなく、高木前総裁など国鉄首脳陣がこれまで示してきた分割・民営化をしない方針とも矛盾し、かつ余りにも場当たり的であり、国民と国鉄関係労働者のみに過酷な犠牲を強要するものであり、今後わが国の社会、

経済にも重大な影響を与えるものと言わざるをえない。

よつてわが党は、こうした国鉄当局の無責任な経営姿勢とここに示された反動的な諸方策を厳しく批判するとともに、今後できるだけ速やかに、国鉄が国民の国鉄としてその公共的使命が達成できるよう抜本的再建策を確立するために国民諸階層の協力を得ながら全力をあげて努力する決意である。

## 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会





昭和50年10月9日第三種郵便物認可  
1985年2月1日発行  
政策資料第221号  
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会  
発行人 鳴崎 謙  
発行 日本社会党政策審議会

〒100  
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)